

栄町地域防災計画

共通編

【第 2 章 災害予防計画】

目 次

第2章 災害予防計画	共通-32
第1節 防災体制・防災拠点の整備	共通-32
1 初動活動体制の整備【全部署】	共通-32
2 町の防災拠点の整備【くらし安全課】	共通-33
3 災害支援拠点の整備推進【くらし安全課】	共通-34
4 情報収集伝達体制の整備【くらし安全課】	共通-35
5 り災証明書・被災証明書の交付体制の整備【くらし安全課】	共通-38
6 調査・研究【くらし安全課】	共通-38
7 災害広報計画【くらし安全課、企画財政課】	共通-39
8 消防施設の整備拡充【消防総務課】	共通-39
9 労務供給計画【くらし安全課、総務政策課】	共通-40
10 気象業務整備計画【くらし安全課】	共通-42
11 業務継続計画【総務政策課】	共通-47
12 マニュアルの作成【全部署】	共通-48
第2節 応援協力体制の整備	共通-49
1 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進【くらし安全課】	共通-49
2 関係団体・事業所等との協定締結【くらし安全課】	共通-49
3 広域避難の受入体制の整備【くらし安全課】	共通-49
第3節 職員の防災意識の向上	共通-50
1 防災研修の実施【くらし安全課】	共通-50
2 職員の家庭における安全対策の徹底【全部署】	共通-50
第4節 地域の防災力の向上	共通-51
1 防災教育【くらし安全課、教育課】	共通-51
2 防災訓練【くらし安全課、教育課、消防総務課】	共通-53
3 自助の取組の推進【くらし安全課】	共通-55
4 自主防災組織の強化【くらし安全課、消防総務課】	共通-55
5 事業所等の防災体制の整備【消防本部、消防総務課】	共通-56
6 火災予防計画【消防総務課】	共通-57
第5節 応急対策の体制整備	共通-61
1 消防力の強化【消防総務課】	共通-61
2 救急救助【消防総務課】	共通-62
3 応急医療体制の整備【健康介護課】	共通-63
4 給水体制・給水拠点の整備【長門川水道企業団】	共通-64
5 緊急輸送体制の整備【くらし安全課】	共通-65
6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備【税務課】	共通-65
7 廃棄物処理体制の整備【経済環境課、下水道課】	共通-65
8 ボランティア受け入れのための環境整備【くらし安全課（社会福祉協議会）】	共通-66
第6節 災害に強いまちづくり	共通-68
1 地震火災の防止【都市建設課、消防総務課、生涯学習課】	共通-68
2 防災まちづくり【都市建設課、くらし安全課】	共通-72
第7節 地盤災害の予防	共通-85

1 土砂災害の防止【都市建設課、くらし安全課】	共通-85
2 液状化対策【都市建設課】	共通-91
3 地盤沈下防止【都市建設課、経済環境課】	共通-92
4 地籍調査の推進【都市建設課】	共通-92
第8節 水害の予防	共通-93
1 河川改修等の治水事業【関係各課】	共通-93
2 雨水出水対策【関係各課】	共通-93
3 洪水ハザードマップ等の作成及び公表【くらし安全課】	共通-94
4 水防対策【くらし安全課、消防総務課】	共通-94
5 警戒避難体制の整備【くらし安全課、都市建設課】	共通-94
6 道路の災害防止【都市建設課】	共通-95
7 農作物の水害予防対策【経済環境課】	共通-96
8 電力施設洪水対策【くらし安全課】	共通-96
9 通信施設水害防止対策【くらし安全課】	共通-97
第9節 風害の予防	共通-98
1 台風・竜巻等に関する知識の普及【くらし安全課】	共通-98
2 農作物等の風害防止対策【経済環境課】	共通-99
3 電力施設の風害防止対策【くらし安全課】	共通-100
4 通信施設の風害防止対策【くらし安全課】	共通-101
5 構造物（家屋含まず）その他風害等予防措置【関係各課】	共通-101
6 街路樹等の風害予防対策【都市建設課】	共通-101
第10節 雪害の予防	共通-102
1 道路等の雪害防止対策【都市建設課】	共通-102
2 農作物等の雪害防止対策【経済環境課】	共通-103
3 電力施設の雪害防止対策【くらし安全課】	共通-103
4 通信施設の雪害防止対策【くらし安全課】	共通-103
第11節 備蓄・調達計画	共通-104
1 備蓄体制の整備【くらし安全課】	共通-104
2 輸送体制の整備【くらし安全課】	共通-106
第12節 避難体制の整備	共通-107
1 避難所等の指定【くらし安全課】	共通-107
2 避難路の整備【くらし安全課、都市建設課】	共通-112
3 避難誘導體制の整備【くらし安全課】	共通-112
4 施設管理体制の整備【くらし安全課】	共通-112
5 避難誘導対策の周知【くらし安全課】	共通-113
6 新型コロナウイルス等の感染防止対策の強化【健康介護課】	共通-113
7 震災対策用貯水施設等の整備【長門川水道企業団】	共通-113
8 ヘリコプター臨時離発着場等の確保【くらし安全課、消防総務課】	共通-113
第13節 要配慮者の安全確保のための体制整備	共通-114
1 要配慮者の支援体制の整備【関係各課】	共通-114
2 避難行動要支援者に対する対応【健康介護課】	共通-114
3 要配慮者全般に対する対応【関係各課】	共通-116
4 社会福祉施設等における防災対策【関係各課】	共通-119

5 外国人への対応【関係各課】	共通-120
第 14 節 帰宅困難者・滞留者対策	共通-121
1 一斉帰宅の抑制【くらし安全課】	共通-121
2 帰宅困難者の安全確保【くらし安全課】	共通-123
3 帰宅支援対策【くらし安全課】	共通-124
第 15 節 大規模事故災害対策	共通-125
1 大規模火災対策【消防総務課、都市建設課、生涯学習課】	共通-125
2 危険物等災害対策【消防総務課】	共通-128
3 航空機事故災害対策【くらし安全課、消防総務課】	共通-132
4 鉄道事故災害対策【企画財政課】	共通-133
5 道路事故災害対策【都市建設課】	共通-133
6 放射性物質事故災害対策【くらし安全課、経済環境課】	共通-135
7 林野火災対策計画【消防総務課、経済環境課】	共通-136
8 建造物災害予防計画【都市建設課】	共通-138
9 大規模停電災害対策【くらし安全課】	共通-138
10 感染症予防対策【健康介護課、くらし安全課】	共通-140

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制・防災拠点の整備

大規模災害が夜間・休日等の勤務時間外に発生し、通信の混乱等により職員間の連絡が途絶した場合であっても、定められた参集基準に基づき職員が自身の判断で自主参集し、速やかに情報収集や災害対応に取り組むことのできる初動活動体制を整備する。

項目	担当
1 初動活動体制の整備	全部署
2 町の防災拠点の整備	くらし安全課
3 災害支援拠点の整備推進	くらし安全課
4 情報収集伝達体制の整備	くらし安全課
5 り災証明書・被災証明書の交付体制の整備	くらし安全課
6 調査・研究	くらし安全課
7 災害広報計画	くらし安全課、企画財政課
8 消防施設の整備拡充	消防総務課
9 労務供給計画	くらし安全課、総務政策課
10 気象業務整備計画	くらし安全課
11 業務継続計画	総務政策課
12 マニュアルの作成	全部署

1 初動活動体制の整備【全部署】

町の防災業務を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する業務に従事する職員の配置及び服務基準を決定する。

(1) 職員の配置

職員の配置については、常に災害時に対処し得るような体制を検討するものである。

(2) 服務の基準

災害時において職員の服務の基準となる防災服務心得は次のとおりであるが、機会あるごとに職員に周知徹底を図る。

- ア 災害時における町職員の自覚
- イ 災害時における動員及び参集の義務
- ウ 災害時の服務の厳正
- エ 各災害時の責任分担の的確な履行
- オ 各関係機関との連絡協調
- カ 被災者に対する応接態度
- キ その他

2 町の防災拠点の整備【くらし安全課】

〔防災拠点設置予定場所等〕

種 類		設置場所	備 考
本 部	災害対策本部	一次 役場第1 応接室 二次 役場5 階大会議室	役場庁舎が被災した場合の代替庁舎については、第1 候補「ふれあいプラザさかえ」、第2 候補「消防署」とする
	記者会見場	役場第2 応接室	
避 難	指定緊急避難場所	ふれあいプラザさかえ、栄中学校、千葉県立栄特別支援学校、安食小学校、安食台小学校、（旧）北辺田小学校、（旧）酒直小学校、竜角寺台小学校、布鎌小学校（水害を除く） ※房総のむら、ドラムの里、竜角寺台町有地、町内各地区の公園等	9 箇所 ※調整中
	指定避難所	ふれあいプラザさかえ、栄中学校、千葉県立栄特別支援学校、安食小学校、安食台小学校、（旧）北辺田小学校、（旧）酒直小学校、竜角寺台小学校、布鎌小学校（水害を除く）、矢口集会所、麻生集会所、興津集会所（土砂災害のみ）	12 箇所
	指定福祉避難所	児童発達支援センター安食、特別養護老人ホーム栄白翠園、株式会社楽天堂ぱれっと、介護老人保健施設さかえケアセンター、特定施設入居者生活介護和楽久ぼくくい	5 箇所
	帰宅困難者支援一時滞在施設	役場、ふれあいプラザさかえ	
活 動 部 隊	消防・自衛隊集結地	役場、ふれあいプラザさかえ	
	相互応援市町村の詰所	役場、ふれあいプラザさかえ	
	消防進出拠点	消防署、水と緑の運動広場駐車場、ふれあいプラザさかえ	
	消防宿営場所	水と緑の運動広場、町民Aグラウンド、町民Cグラウンド	
	臨時ヘリポート	安食小学校、栄中学校、町民Aグラウンド、町民Bグラウンド、町民Cグラウンド、安食台小学校、千葉県立栄特別支援学校、竜角寺台小学校、水と緑の運動広場（多目的運動広場）、水と緑の運動広場（野球場）、（旧）北辺田小学校、（旧）酒直小学校、布鎌小学校、河川防災ステーションヘリポート	
	救護所	役場、ふれあいプラザさかえ	必要に応じて適切な場所に設置する

種 類		設置場所	備 考
生活・ライフライン	給水拠点	役場、ふれあいプラザさかえ	
	災害ボランティアセンター	役場、ふれあいプラザさかえ	
	ペットの収容所	各避難所で対応	ペット同伴専用避難所については検討中
	応急仮設住宅建設場所	安食台第1近隣公園、ふれあい広場、安食台第2近隣公園、水と緑の運動広場、竜角寺近隣公園、安食台小学校、安食小学校、栄中学校、(旧)酒直小学校、(旧)北辺田小学校、千葉県立栄特別支援学校、竜角寺台小学校、布鎌小学校	建設候補地
	災害廃棄物の仮置場		「栄町災害廃棄物処理計画」に基づき調整
窓口	災害相談窓口	役場、ふれあいプラザさかえ	
調査・証明	被災建築物応急危険度判定実施本部	役場	
	被災宅地危険度判定実施本部	役場	
	住家被害認定調査実施本部	役場	
	り災証明書発行場所	役場、消防署(火災のみ)	
	遺体安置所		避難所開設状況により調整
遺体	火葬場	印西斎場、八富成田斎場	火葬場が災害により使用できない場合及び能力を上回る死者が発生した場合は県に対し火葬場の斡旋を要請する

3 災害支援拠点の整備推進【くらし安全課】

大規模災害時や避難が長期化する場合に備え、食料や物資、人的支援を行う拠点を町内3カ所に確保し、平時においても、地域の防災教育や防災訓練を実施できる施設の整備を推進する。

〔災害支援拠点設置場所等〕

計画場所	整備方針	備 考
ふれあいプラザさかえ 及び周辺エリア	避難・救護・受援物資供給・炊き出し 給水・ボランティアの受入 その他、災害時に必要となる支援	安食台第一近隣公園、 建設計画中の給食センターを含む
ドラムの里 及び周辺エリア	避難・救護・受援物資供給・炊き出し その他、災害時に必要となる支援	房総のむらエリアを含む
布鎌小学校 及び周辺エリア	避難・救護・受援物資供給支援等 その他、災害時に必要となる支援	

4 情報収集伝達体制の整備【くらし安全課】

災害時において、通信連絡が迅速、的確に行われるよう次の整備、充実を促進する。

(1) 災害通信施設の整備充実

ア 通信施設の整備

① 有線通信施設

災害時における、非常通話の優先的確保を図るため、あらかじめ重要防災機関の電話番号をソフトバンクに登録し、緊急時に協力を求める。

また、優先電話は災害時に相手にかけられることを目的として登録することから受信が殺到するとふくそうして使用できない場合があるので注意する（資料編 157 頁参照）。

② 無線通信施設

無線通信施設については、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、町防災行政無線、消防無線等を活用し災害対策の適切な実施を図る。

また、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく通信施設の優先利用等に関する協定により警察通信施設が使用できる。

③ 町の防災施設の整備拡充

栄町の防災施設の整備状況は、下記のとおりであるが、これら防災関係機械器具及び資機材等を逐年整備拡充していく。

千葉県防災行政無線		1 基
千葉県防災情報システム（端末）		1 基
栄町防災行政無線[移動系]	基地局	1 基
	陸上移動局 車載	4 基
栄町防災行政無線[固定系]	親局	1 基（役場 3 階防災無線室）
	遠隔制御装置	2 基（消防本部通信指令室・災害対策本部）
	屋外子局	54 局（設置場所等については「資料編 63 頁参照」）
防災倉庫	防災倉庫	9 箇所
	防災資機材	「資料編 83 頁参照」

イ 通信機器の点検整備

既設の通信施設が、非常災害時に十分機能を発揮できるよう随時点検整備を行う。

ウ 災害用電源の確保

災害時の停電に備え、避難所や支援拠点等に予備電源装置の確保を図るよう努める。

エ 公衆電気通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

公衆電気通信施設の使用不能の場合、他の通信施設をもって連絡することが不能な場合又は、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話又は、無線等の通信施設を使用する。

(災対法(昭和36年法律第223号)第57条)

- ① 警察通信施設
- ② 国土交通省関係通信施設
- ③ 鉄道関係通信施設
- ④ 東京電力通信施設
- ⑤ 水資源機構関係通信施設
- ⑥ 千葉県関係通信施設
- ⑦ 個人の無線通信施設

オ すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、本部員が指名する職員をもって連絡を行う。

(2) 整備計画

ア 県災害通信施設の習熟・活用

県においては、県防災行政無線、千葉県防災情報システム等の整備を行っている。

災害時における県との情報伝達・連絡や、災害情報の収集等に欠かせないシステムであることから、平常時からその利用方法等を習熟する。

イ 多様な通信系の確保

災害に関する情報伝達等について、公衆電話回線、各種無線電話設備等の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保等を図る。

また、災害用携帯電話及び移動可能な無線設備の充実を図り、情報メールや各種 SNS 等を利用し、非常時における職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

ウ 情報伝達手段の整備・充実

① 情報伝達体制の充実に向けて、防災行政無線設備の整備・充実、更新、衛星携帯電話の整備等に努める。

② 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

エ 非常通信体制の活用

災害時において防災行政無線等が使用できないときは、千葉県地区非常通信協議会の構成員の保有する通信施設を活用し、あらかじめ千葉県地区非常通信協議会の構成員と、災害時における利用方法等について協議、習熟しておく。

オ アマチュア無線の活用

非常時の通信確保の一環として、アマチュア無線の活用がある。

アマチュア無線による通信は、ボランティアによるものであることを配慮のうえ、あらかじめ関係団体と災害時における利用方法等について協議する。

カ その他通信網の整備

ケーブルテレビ等の情報メディアの整備・活用を検討するとともに、インターネット等による町民への情報提供等に努める。

キ 非常通信体制の充実強化

災害時等に無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和27年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

(3) 他の通信施設の利用

町は、災害時における通信施設が不能の場合又は、特に緊急を要する事態が生じた場合は、災対法（昭和36年法律第223号）57条の規定により次に掲げる防災関係機関に協力依頼を行い、専用電話又は無線等を利用して、連絡体制を確保する。

ア 警察通信施設

イ 国土交通省関係通信施設

ウ 鉄道関係通信施設

エ 東京電力通信施設

オ 水資源機構関係通信施設

カ 千葉県関係通信施設

キ 個人の無線通信施設

5 り災証明書・被災証明書の交付体制の整備【くらし安全課】

(1) 被害調査実施体制の整備

くらし安全課は、遅滞なく被災者にり災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査やり災証明書の交付担当部署と応急危険度判定担当部署との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結、調査に必要な傾斜計やメジャー等の携帯物品の備蓄等、平常時からり災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手法により実施する。

(2) 証明書交付体制の整備

災害時の相談受付窓口や、り災証明書・被災証明書交付窓口を担当する職員の発行業務の習熟を図る等、証明書交付のための体制整備に努める。

また、迅速なり災証明書・被災証明書の交付を可能とする支援システム等の導入を検討し、災害時に遅滞なく発行できる体制の整備に努める。

り災証明書	主に住家の被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）を町が証明する書類。
被災証明書	住家以外の動産等（外構、門扉、車両、家財等）り災証明書の発行対象以外について、町が被害の状況を受理したことを証明する書類。

6 調査・研究【くらし安全課】

(1) 防災関係機関との情報交換

防災計画等の情報について、国、都道府県、区市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関と連携し、適宜、情報交換を行う。

(2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理

学術刊行物をはじめ、防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

(3) 防災アセスメント調査の実施

国及び県により地震被害想定や浸水想定区域が見直された場合、あるいは町の社会環境等が大きく変化した場合は、防災アセスメント等を実施するとともに、町の防災上の課題を整理し、防災広報や防災教育に反映する。

7 災害広報計画【くらし安全課、企画財政課】

災害時においての一般住民及び報道関係者に対し被害状況、その他災害情報を迅速かつ的確に周知させ、人心の安定をはかるとともに、社会秩序の維持を図るため、迅速な広報計画を次のとおり定める。

(1) 広報担当部及び広報担当者

災害対策本部の広報を担当する部は、各部から集めた資料を広報資料として編集作成し、広報活動を行う。

担当部	担当課	連絡方法	広報対象
総務部	企画財政課	口頭又は文書	報道機関
		庁内放送	庁内連絡
		町防災行政無線 広報車	被災者及び一般住民 地域内の公共的団体及び施設
		さかえ情報メール	メール登録者

(2) 広報及び情報発表の方法

災害広報活動の最も重要な対象は被災者であり、特に交通、通信の途絶した場合においては、流言が生じる恐れがあるので、広報責任者は広報報道事項内容について、災害対策本部長又は副本部長の承認を得て広報報道活動を迅速に行う。

(3) 報道事項及び広報の内容

災害の種別、災害の状況によるが、概ね災害の種別、日時、場所、被害の程度、死傷者の有無、災害の拡大の有無等とする。

8 消防施設の整備拡充【消防総務課】

本町は、「危険密集市街地の区域・面積及びソフト対策の実施状況等に関する調査」（国土交通省）の基準に該当する市街地は存在しないが、準防火地域としてJR安食駅周辺の商業地域が指定されている等、密集した地域が一部存在する。

上記実情を踏まえ、火災延焼を未然に防ぐため、消防施設、機械器具、資材、人員等の整備状況を毎年検討し、消防施設等を良好な状態に維持管理する。

(1) 消防職・団員数（令和4年4月1日現在）

ア 消防職員 46名

イ 消防団員 241名

(2) 消防車両及び消防無線保有状況 「資料編 126～127 頁参照」

(3) 消防水利状況 「資料編 128 頁参照」

9 労務供給計画【くらし安全課、総務政策課】

災害応急対策を迅速的確に実施するため、必要な要員を確保し労務供給の万全を図る。

(1) 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇い上げ及び民間団体の活用については町長が行う。

(2) 民間団体等の協力要請等

ア 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、奉仕団の動員、次に労務者の雇い上げ、特に必要な場合は近隣の者の協力を得て行う。

イ 動員の要請

災害の程度により、各部が奉仕団等を必要とするときは次の事項を示し、町の災害対策本部に要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 作業の内容
- ③ 従事場所
- ④ 労務の種別
- ⑤ 就労予定期間
- ⑥ 所要人員
- ⑦ 集合場所
- ⑧ その他参考場所

(3) 奉仕団の編成及び活動

町長が民間団体の協力を得て定めておく。

ア 奉仕団の編成

奉仕団はおおよそ次の団体の協力を得て編成する。

- ① 米町赤十字奉仕団
- ② その他

イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ① 炊き出しその他の災害救助の実施
- ② 清掃の実施
- ③ 災害対策用物資の輸送及び配分
- ④ 上記作業に類した作業の実施

米町赤十字奉仕団は、救護奉仕・看護奉仕・炊き出し奉仕・物資配給奉仕・避難誘導奉仕等を行う。

このため常に奉仕団と緊密な連携を保持するとともに、その他の関係機関とも緊密な連絡に努める。

ウ 労務者雇い上げ

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、また特殊作業のため労力が必要なときは労務者を雇用する。

① 労務者雇用の範囲

- A) 被災者の避難のための労務者
- B) 医療、助産の移送労務者
- C) 被災者の救出のための機械器具資材の操作労務者
- D) 飲料水供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配付労務者
- E) 救助物資の支給のための労務者
- F) 死体の搜索処理のための労務者

② 公共職業安定所長への要請

町だけで労務者が不足し、又は雇用ができないときは次の事項を付し、成田公共職業安定所長へ要請し確保を図る。

- A) 労務者の雇用を要する目的又は作業種目
- B) 労務者の所要人数
- C) 雇用を要する期間
- D) 労務者を雇用する理由
- E) 労務者が従事する地域
- F) 賃金等労働条件
- G) 宿泊設備の状況

10 気象業務整備計画【くらし安全課】

(1) 気象通報組織の整備

ア 注意報・警報・特別警報の種類及び発表官署

発令区域の区分	
千葉県 北東部	香取・海匝（銚子市・旭市・匝瑳市・香取市・香取郡）
	山武・長生（茂原市・東金市・山武市・山武郡・長生郡）
千葉県 北西部	東葛飾（市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・習志野市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市・八千代市）
	印旛（成田市・佐倉市・四街道市・八街市・富里市・印西市・白井市・印旛郡）
	千葉中央（千葉市・市原市）
南部	君津（木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市）
	夷隅・安房（館山市・勝浦市・鴨川市・南房総市・いすみ市・夷隅郡・安房郡）

注意報	警報	特別警報
大雨注意報 洪水注意報 強風注意報 風雪注意報 大雪注意報 （波浪注意報） （高潮注意報） 雷注意報 融雪注意報 濃霧注意報 乾燥注意報 なだれ注意報 着氷（雪）注意報 霜注意報 低温注意報 地面現象注意報	大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風警報 暴風雪警報 （波浪警報） （高潮警報） 地面現象警報	大雨特別警報 大雪特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報 （波浪特別警報） （高潮特別警報） 地面現象特別警報

イ 注意報・警報等の取扱い

① 注意報文及び警報文

A) 標題

注意又は警報の種類を示すもので、必要と認められるときは、これに災害の予想される場所を簡明に表現した地域名が付加される事がある。

B) 発表年月日、時刻及び発表気象官署名

C) 本文

本文は、原則として次に掲げる事項を内容として、表現される。

- a 予想される気象等の原因、現在の状況及び今後の推移
- b 予想される気象等の起こる時刻、影響する区域及びその程度
- c 概括的な災害発生の注意警告

② 同時に二つ以上の注意報又は警報が行われる場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した一つの注意報文又は警報文となる。

③ 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続される。

注意報及び警報の一部の変更又は新しい事項が追加される場合は、新たな注意報又は警報に切替えられる。

注意報、警報の必要がなくなった場合は、その注意報、警報は解除される。

ウ 河川水位情報

町内外の水位観測所の水位基準は、次のとおりである。町は、水防活動等のため、横利根水位観測所を始め、各観測所の河川水位情報を活用する。

河川	水位観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	管理者
利根川	押付※1	茨城県北相馬郡利根町押付新田	3.10m	5.75m	7.70m	7.90m	利根川下流河川事務所
	須賀※2	安食	2.75m	4.95m	6.70m	7.30m	
	横利根※3	茨城県稲敷市西代	-	2.85m	3.90m	4.40m	
長門川	安食内水※4	安食字下埜 3795	-	2.50m	-	-	水資源機構千葉用水総合管理所

※1、2：印旛利根川水防事務組合「令和元年度水防実施計画書」

※3、4：国土交通省「川の防災情報」

エ 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行われる通報である。

火災の危険があると認めたときに、銚子地方気象台から、その状況が千葉県知事に通

報される。

火災気象通報の基準は、以下のとおりである。

- ① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。
- ② 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報は行われない事がある。

（注）基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は15m以上）

才 気象警報通報

この通報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条に基づく、気象警報を県民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

- ① 通報系統
- A) 千葉県知事
- 銚子地方気象台

千葉県知事

栄 町
- B) 東日本電信電話株式会社
- 銚子地方気象台

東日本電信電話（株）

栄 町
- C) 日本放送協会
- 銚子地方気象台

気象庁予報部

報道局

放 送
- D) その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

② 東日本電信電話株式会社への電文は下記のとおり

気象警報	暴風警報	ボウフウ
	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
	暴風雪警報	ボウフウセツ
	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
	大雨警報	オオアメ
	大雨警報解除	オオアメカイジョ
	大雪警報	オオユキ
	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	高潮警報	タカシオ
	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報	ハロウ
	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報	コウズイ
	洪水警報解除	コウズイカイジョ

力 利根川洪水予報の通報

この通報は、水防法（昭和24年法律193号）第10条第2項及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項の規定より、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、河川の水位又は流量を示し、以下の予報が関係機関に通報される。

① 利根川洪水注意報

② 利根川洪水警報

③ 利根川洪水情報

県内の対象地域は、利根川本線上流部、利根川本線下流部及び江戸川であり、千葉県
の通報担当官署は国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部である。

キ 土砂災害警戒情報等について

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったと
き、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村
（土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警
戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足
する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険
度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相
当。

(2) 注意報・警報等実施基準

ア 気象官署が発表する注意報・警報・特別警報の発表基準（気象庁より）

気象官署が発表する注意報・警報・特別警報について、概要を示す。

特別警報・警報・注意報の種類と概要（波浪・高潮を除く）

特別警報・警報・ 注意報の種類		概 要
特別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」の恐れについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生する恐れがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こる恐れがあるとときに発表される。

イ 知事が発する警報 種類 かけくずれ警報

11 業務継続計画【総務政策課】

(1) 業務継続計画の策定

災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努める。

(2) 策定に係る重要6要素

業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド ～業務継続に必須な6要素を核とした計画～（平成27年5月 内閣府）」に基づき、以下の重要6要素（11項目）について定めておく。

ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	① 首長不在時の代行順位を定めておく ② 休日・夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく
イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	① 災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく
ウ 電気・水・食料等の確保	① 災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく ② 非常用発電機に必要な燃料の備蓄量を具体的に定めておく（72時間は外部からの供給なしに稼働できるよう燃料等を備蓄するとともに、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する） ③ 職員のために必要な水・食料等の備蓄量を具体的に定めておく
エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	① 災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく
オ 重要な行政データのバックアップ	① 業務の遂行に必要な重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく
カ 非常時優先業務の整理	① 大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく ② 非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく ③ 非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務等）を定めておく

12 マニュアルの作成【全部署】

町は、災害時の応急対策を迅速かつ的確に行うため、所掌する応急対策業務の実施手順や要員等について検討した「栄町防災初動マニュアル」を令和2年4月に作成している。

職員は、このマニュアルに各所属の緊急連絡先、関係機関の連絡先、職員の業務概要、個人情報等を記入しておくことで、より実用性を高めることができるため、各人で責任をもって必要な情報を記載し、このマニュアル内容の習得に努める。

また、事務局（くらし安全課）は、制度改正等、必要に応じてマニュアルの改訂を行う。

第2節 応援協力体制の整備

大規模災害時には、町のみで災害対応を完遂することは困難となることが想定されるため、他市町村との相互応援協定や民間事業者等との応援協定を締結する等、連携体制を整備する。

項目	担当
1 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進	くらし安全課
2 関係団体・事業所等との協定締結	くらし安全課
3 広域避難の受入体制の整備	くらし安全課

1 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進【くらし安全課】

現在、町は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（千葉県内全市町村）」や「大規模水害時における相互援助に関する協定書（印西市）」等、県内市町村との応援協定を締結しているが、その他県内市町村との締結はない。

そのため、関係各課は、遠隔地との相互応援協定の締結を検討するとともに、災害事例等から必要に応じて協定内容の見直しや増強を進めていく。

「資料編 21～23 頁参照」

2 関係団体・事業所等との協定締結【くらし安全課】

阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、関係各課は、物資の確保やボランティア活動支援に関する協定等、様々な分野での連携を目指し、関係団体・事業所等とあらかじめ協議し、協定締結の促進に努める。

「資料編 21～23 頁参照」

3 広域避難の受入体制の整備【くらし安全課】

災害時、町や県の区域を越えて広域避難の受入要請があった場合に備え、担当部署の選定や対応計画策定等の受入体制を整備する。

また、町は、ひたちなか市と「原子力災害に備えたひたちなか市民の県外広域避難に関する協定書」を締結しており、協定に基づき、受入体制の整備に努める。

第3節 職員の防災意識の向上

災害時において、公助である町の応急対策活動を的確に実施するためには、町職員一人ひとりの防災意識の向上が重要である。

このため、町職員は、平常時から防災知識の向上と災害対応のための技能の習得を図るものとし、町は職員の防災力の向上に取り組む。

項目	担当
1 防災研修の実施	くらし安全課
2 職員の家庭における安全対策の徹底	全部署

1 防災研修の実施【くらし安全課】

- (1) 本計画が的確有効に活用されるようにその内容、事務の分担、運用等を周知徹底させる。
- (2) 職員に対する防災教育は、概ね次の事項を実施する。
 - ア 災害時における職員のとるべき服務規律
 - イ 避難の方法、重要書類、器具類の搬送及び管理の措置
 - ウ 動員体制の措置
 - エ 町民への予防広報、復旧広報の措置
 - オ 情報、警報の収集、伝達の措置

2 職員の家庭における安全対策の徹底【全部署】

家庭における町職員の安全対策が不十分の場合、職員自身の負傷、家族の負傷等により職員としての防災活動が困難になる。

そのため、家屋の安全対策、備蓄品及び非常持ち出し品の用意等が徹底されるよう、定期的に職員に安全対策の実施を促す。

第4節 地域の防災力の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、町民等の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、町民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前等の時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、町民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

更に、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

項目	担当
1 防災教育	くらし安全課、教育課
2 防災訓練	くらし安全課、教育課、消防総務課
3 自助の取組の推進	くらし安全課
4 自主防災組織の強化	くらし安全課、消防総務課
5 事業所等の防災体制の整備	消防本部、消防総務課
6 火災予防計画	消防総務課

1 防災教育【くらし安全課、教育課】

(1) 町民等への防災知識の普及

ア 町民に対する防災思想の普及及び災害時の対策等は、町広報、展示会、訓練、講習会、パンフレット等の多様な手段により、災害に関する知識の普及と防災意識の高揚に努める。

イ 防災教育は幼少期からの実施が有効であることから、教育機関においては、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。また、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につける等、防災意識及び知識・技能の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

(2) 防災広報の充実

ア 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、町民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。なお、普及すべき事項は、概ね次のとおりである。

① 地域防災計画の概要

災対法（昭和36年法律第223号）第42条第5項に基づく「栄町地域防災計画」の要旨の公表は、栄町防災会議が栄町地域防災計画を作成し、又は修正した時に、行

う。

② 災害予防の概要

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯に周知徹底するように努める。

③ 災害時の心得

災害が発生し、又は発生の恐れがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める。

- A) 気象予警報の種類と対策
- B) 避難する場合の携帯品
- C) 避難予定場所と経路等
- D) 被災世帯の心得ておくべき事項

イ 実施方法

① 防災行政無線及びさかえ情報メールの利用

防災行政無線及びさかえ情報メール、その他各種 SNS 等を利用し、防災情報等に関する情報提供を随時行う。

② 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、広報紙に防災知識に関する事項を掲載する。

③ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、町民及びその他関係者を対象として実施する。

④ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災知識の向上を図るため、教材となる資材を提供する。

⑤ 防災センターの活用

県防災センターを活用し、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

⑥ インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 過去の災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民等に閲覧できるよう公開に努

める。

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

2 防災訓練【くらし安全課、教育課、消防総務課】

災害時における町、町民及び防災関係機関等の適切な行動が被害を未然に防止し、又は被害を最小限に防止する。しかし、突発的に発生する地震災害に対しての町、町民及び防災関係機関等の適切かつ機敏な行動は日常の訓練なくしては期待できない。従って、震災に関する知識と技能の修得を図るため、次に掲げる訓練を実施し、それぞれの協力体制を確立する。

また、町民及び事業者等から訓練等の申請があった場合にはこれらに積極的に協力するとともに、実施するに当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる等実践的なものとなるよう工夫する。特に、避難所の運営に係る訓練等については、災害時に町民が主体となって運営できるよう、平常時から運営体制を構築し、避難者、自治会、自主防災組織、各施設管理者、町職員等の役割分担を明確化する。

(1) 震災対策

ア 総合防災訓練

震災対策に万全を期するため大地震の発生を想定し、町、町民及び防災関係機関等が一体となって、各種訓練を総合した防災訓練を実施する。

実施時期については、防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び実施する。

- ① 地震予知情報、警戒宣言、地震情報の収集及び伝達、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- ② 警戒区域の設定、避難指示、避難誘導
- ③ 消防活動及び救助活動
- ④ 救援物資の準備及び輸送
- ⑤ 食料、飲料水、医療、その他の救援活動
- ⑥ 応急復旧
- ⑦ その他

イ 非常参集訓練

突発的な災害発生に備え、町災害対策本部を設置し、直ちに庁内の防災体制の確立を図り、各関係課等の応援体制と応急活動の実施、職員の適正配置、関係機関との連絡調整、通信系統の整備等非常防災体制の確立を迅速に整備するため庁内の訓練を定期的又は随時実施する。

ウ 消防訓練

消防訓練は、次の種目について実施する。

① 操法訓練等の実施

ポンプ操法は、消防職（団）員に対して、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプに

について、水利部署、ホース延長、注水要領、積載梯子の搬送組立架設、人命救助等について実施する。

② 防火対象物に対する消防訓練

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の規定により、防火管理者を定めなければならない防火対象物に対し、防火管理者の計画する消防計画と、消防機関の計画する消防計画に基づいて総合的訓練を実施する。

③ 家屋密集区域に対する消防訓練

消防機関の計画に基づいて、消防職（団）員、関係機関及び自治会、自主防災組織、各施設管理者等の協力のもとに延焼阻止、避難、誘導、飛火警戒、警戒区域の設定、応援隊の要請、部署、予備隊の集結待機場所の設定等、大規模火災を想定して訓練を実施する。

④ 危険物火災に対する消防訓練

油火災を実演し、噴霧による水、及び化学消火剤による消火方法の訓練を実施する。

⑤ 車両火災に対する消防訓練

車両火災に対する、消火・救出訓練を実施する。

エ 訓練の事後評価

訓練を行うに当たっては、地震の被害想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(2) 風水害対策

ア 水防訓練

水防工法、水防団員の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等を折込んだ訓練を実施する。

イ 消防訓練

避難、立退き、救出、救助、消火の指揮系統の確立、広報、情勢、通報連絡等を折込んだ訓練を実施する。

ウ 避難、救助訓練

町とその他関係機関は、計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の訓練と合わせ又は単独で訓練を実施する。

エ 非常参集訓練

大規模災害発生に備え、災害を想定した非常参集による職員の配備を迅速に行い情報の伝達、連絡等について訓練する。

オ 総合訓練

以上の各訓練項目を総合して関係機関の協力を得て、適当な日に総合訓練を行う。

カ 地域防災訓練

町民が組織的に防災活動を行うことは被害の拡大防止に非常に重要であり、そのため、自主防災組織、区、自治会等を単位とする訓練を町、消防本部、署及び関係機関の指導、協力のもとに行い、地域の防災活動の向上を図る。

3 自助の取組の推進【くらし安全課】

災害発生直後では「自らの命は自ら守る」ことが基本であり、町民が平常時から非常持出品の準備等、災害に備えた取組を推進するため、町は、町民の取組の助言をする。

自助のための取組例

項目	内容
家庭内備蓄	3日以上は自力で生活できるよう、食品、飲料水、生活用品等を備蓄する。 各自が必要な非常持出品（常備薬、生活用品、貴重品等）を準備しておく。
家庭内の安全確保	家具や大型家電製品の固定等により、地震による転倒、落下を防止する。 住宅用火災警報器を設置する。 旧耐震基準の木造家屋については、耐震診断を実施する。
地域の危険性把握	ハザードマップにより、周辺の危険地域を確認しておく。 ブロック塀・屋外落下物等、屋外の危険箇所を把握しておく。
避難	近隣の避難所と避難所までの経路（避難路）を確認しておく。 緊急時の家族との連絡方法を決めておく。 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 等の利用方法を確認しておく。
帰宅困難対策	「むやみに移動を開始しない」等の基本原則と帰宅困難となった場合の対処方法を確認しておく。 徒歩帰宅に備え、スニーカーやリュック等を勤務先に用意しておく。
防災関連情報の入手	「さかえ情報メール」等の町が発信するSNSに登録するとともに、「川の防災情報（国土交通省）」、「千葉県防災ポータルサイト」、「Yahoo!JAPAN 防災情報」を利用した防災情報を入手できるようにしておく。
防災訓練への参加	地域や町が開催する防災訓練に参加し、初期消火方法、救命救護方法等を習得しておく。

4 自主防災組織の強化【くらし安全課、消防総務課】

大災害が発生した場合、被害が広域にわたるため防災機関のみで対応することが困難になることが予想されることから、自主防災組織、事務所防災体制の強化を図る。

(1) 自主防災組織の育成

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、町民等の自主的な防災活動として町民自ら出火防止、初期消火、被害者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備する。

このため、町は、自治会、自主防災組織による自主的な防災組織の設置育成に努めるとともに、日頃から災害が発生した場合を想定した訓練を実施する。

町はこれら自主防災組織が十分活動できるよう各種機材の整備を行うとともに、各種行事やパンフレットの配布等を通じて自主防災組織の重要性を町民等と呼びかける。

また、自主防災組織の災害時における的確かつ迅速な行動力の育成等を図るため、これらに大きな役割を担う中核リーダーを対象として研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防組織の活動形態

平常時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理等） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難指示等） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

5 事業所等の防災体制の整備【消防本部、消防総務課】

(1) 防災・防火管理体制の強化

学校・病院・商業施設等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

(3) 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取り組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

(4) 要配慮者利用施設の防災体制

土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を取りまとめた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について、町に報告する。なお、町は、計画作成に際し、必要に応じ、県から技術的助言等の指導を受ける。

「資料編152頁参照」

6 火災予防計画【消防総務課】

(1) 火災予防査察

3月1日から7日までの春季、及び11月9日から15日までの秋季の全国火災予防運動期間中、並びに年末年始特別警戒期間中を重点的に、町消防本部が消防法（昭和23年法律第186号）第4条の規定により火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

(2) 予防査察の主眼点

- ア 消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法（昭和23年法律第186号）で定める基準どおり設置されているかどうか。
- イ 炉・暖房設備・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が栄町火災予防条例で定める基準どおりに確保されているかどうか。
- ウ コンロ・火鉢等火を使用する器具の使用に際し、火災発生の恐れのある器具の取扱状況が栄町火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- エ 公衆集合場所（寺院、青年館、神社、集会所等）での裸火の使用、装飾用物品の使用等が、栄町火災予防条例に違反していないかどうか。
- オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が栄町火災予防条例に違反していないかどうか。
- カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(3) 多数の者を収容する建築物の防火対策

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権限者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(4) 危険物貯蔵所等の防火対策

町は、ガソリンスタンド等危険物の貯蔵所及び取扱所に対して以下の対策を講じる。

- ア 位置、構造、消火設備、警報設備等は、危険物規制の政令基準に適合させる。
- イ 危険物の貯蔵、取扱、運搬方法は、危険物取扱者をして政令の基準どおり実施させる。
- ウ 消防用設備等で政令に定められているものの工事又は整備については、消防設備士は、政令の基準に基づき、実施する。
- エ 屋外貯蔵タンクで政令に定めるものは、政令で定める時期に保安検査を実施させる。
- オ 政令で定めるところにより、定期点検を実施させる。

(5) 火災危険区域

当町は、旧市街地及びニュータウン地区の家屋密集地域の増加やそれに伴う危険物の貯蔵取扱所も増えており、大規模な火災が発生した際には、延焼による被害が拡大するものと思われる。

(6) 危険物施設調査

危険物施設とは、消防法（昭和23年法律第186号）で定められた危険物の貯蔵、取扱いをする施設のことを指し、当該施設は地震動等の際に出火の原因になる恐れがある。

消防法（昭和23年法律第186号）では、危険物を下表のように第1類から第6類に分類し、指定数量以上の危険物を製造、貯蔵又は取り扱う際に、許可等を義務付けている。

危険物の分類

種別	性質	性質の概要	品名
第1類	酸化性固体	物質自体が燃焼することはないが、熱、衝撃、摩擦によって分解し、酸素を放出するため周囲の可燃性物質の燃焼を促す危険性がある固体。	塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 過マンガン酸塩類等
第2類	可燃性固体	火災により着火しやすく、40度未満の比較的低温で引火しやすい固体。また、有毒のものや燃焼時に有毒ガスを発生する固体。	赤りん マグネシウム 引火性固体等
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火するものや、水と接触して発火及び可燃性ガスを発生するもの。	ナトリウム 黄りん アルカリ金属等
第4類	引火性液体	引火性を有する液体。	第1から第4石油類 アルコール類 動植物油類等
第5類	自己反応性物質	加熱、衝撃、摩擦又は他の薬品との接触により発火、爆発する危険性があるもの。また、空気中に長時間放置すると自然発火するもの。	有機過酸化物 ニトロ化合物 アゾ化合物 ヒドロキシルアミン等
第6類	酸化性液体	混在する可燃物の燃焼を促進する液体。	過塩素酸 過酸化水素 硝酸

町内に分布する危険物施設は、全て第4類の引火性液体を取扱う施設である。引火性液体には、特殊引火物、第1～第4石油類、アルコール類、動植物油類がある。

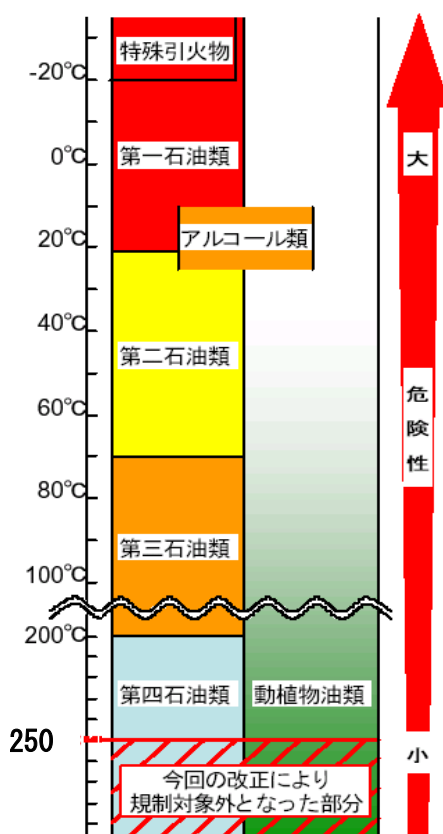
各物品の特徴、危険性は下表及び下図のとおりである。

引火性液体の特徴

品名	引火点	物質の例
特殊引火物	零下20℃以下 (発火点 100℃以下)	エーテル 二硫化炭素 コロジオン等
第1石油類	21℃未満	アセトン ガソリン等
第2石油類	21℃以上 70℃未満	灯油 軽油等
第3石油類	70℃以上 200℃未満	重油 クレソート油等
第4石油類	200℃以上 250℃未満	ギヤー油 シリンダー油等
アルコール類	10℃から 25℃程度	フーゼル油 変性アルコール等
動植物油類	250℃未満	(不燃性容器に収納密栓され貯蔵保管中以外のもの)

下図に示すように引火性液体は、特殊引火物や第1石油類の危険度がもっとも高く、続いて第2石油類、アルコール類の危険度が高い。

引火性液体の危険度



各地区に位置する危険物取り扱い施設の諸元を次ページ以降にとりまとめる。

栄町に位置する危険物取り扱い施設は 57 施設であり、そのうち 42 施設が貯蔵所で、15 施設が取扱所である。貯蔵所のうち、移動タンク貯蔵所が 29 施設あり、最も多い。取扱所のうち、一般取扱所が 10 施設あり、最も多い。

地区別の危険物取り扱い施設（数量）

区分		製造所	貯蔵所							取扱所						合計	
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一類販売取扱所	第二類販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		小計
計			2	1	1	9		29		42	5				10	15	57
指定数量別	5倍以下		1		1	2		29		33					2	2	35
	5倍を超え10倍以下		1	1						2					2	2	35
	10倍を超え50倍以下					5				5					6	6	11
	50倍を超え100倍以下										1					1	1
	10倍を超え150倍以下																
	150倍を超え200倍以下					1				1							1
	200倍を超え1000倍以下					1				1	4					4	5
	1000倍を超えるもの																
	類別	第1類															
第2類																	
第3類																	
第4類			1	1	1	9		29		42	5				10	15	57
第5類																	
第6類																	

地区別の危険物取り扱い施設（施設名）

区分		貯蔵所					取扱所	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所
計		2	1	1	9	29	5	10
指定数量別	5倍以下	(株) 紀文食品		水資源開発機構	(株) 安藤・終末処理場	(株) カトーコーポレーション 26台、西印旛農協3台		(株) 紀文食品・成田ヒルズカントリー
	5倍を超え10倍以下	千葉化工(株)	日本食研(株)					エネサーブ(株)・よつば乳業(株)
	10倍を超え50倍以下				給食センター・西印旛農協・エネサーブ(株)・水資源開発機構・(株) 紀文食品			(株) カトーコーポレーション・千葉化工(株)・西印旛農協・水資源開発機構・(株) コメリ・(株) 池田自動車運輸
	50倍を超え100倍以下						(有) 桜井管商店	
	150倍を超え200倍以下				千葉化工(株)			
	200倍を超え1000倍以下				(株) カトーコーポレーション		アルプス東京(株)・川久石油(株)・(有) 高見商店・(株) 瀧田石油	

第5節 応急対策の体制整備

大規模災害・特殊災害等の各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材等消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及等の推進を図る。

また、町は、大規模な災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、災害対応業務や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティア等の応援を最大限活用することが求められ、平常時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入体制（受援体制）の推進を図る。

項目	担当
1 消防力の強化	消防総務課
2 救急救助	消防総務課
3 応急医療体制の整備	健康介護課
4 給水体制・給水拠点の整備	長門川水道企業団
5 緊急輸送体制の整備	くらし安全課
6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備	税務課
7 廃棄物処理体制の整備	経済環境課、下水道課
8 ボランティア受け入れのための環境整備	くらし安全課（社会福祉協議会）

1 消防力の強化【消防総務課】

(1) 消防水利の整備

消防水利には、消火栓、防火水槽及びプール等の人工的な水利のほか、河川、池等の自然水利があるが、災害時には、地盤の変動による水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることが予測されることから、使用可能な水利の種別、所在、水量等について実態の把握に努めるとともに耐震性貯水槽等の整備等も図る。

(2) 常備消防の強化

消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

(3) 消防団の充実・強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

(4) 消防計画及びその推進

特に次の項目について推進を図る。

ア	消防組織の整備強化 家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
イ	消防施設整備計画
ウ	火災等の予警報計画
エ	消防職員、団員参集計画
オ	出動計画
カ	応援部隊受入誘導計画
キ	特殊地域の消防計画 ① 特殊建物、施設の多い地域の計画 ② 密集地域の計画 ③ 重要文化財の計画 ④ バラック建物等の地域の計画 ⑤ 重要建物、施設の計画 ⑥ 高層建物の計画 ⑦ 地下構造物及び施設の計画 ⑧ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画 ⑨ 港湾等沿岸地域の計画 ⑩ 急傾斜地域の計画 ⑪ その他
ク	異常時の消防計画 ① 強風時の計画 ② 乾燥時の計画 ③ 飛火警戒の計画 ④ 断水又は減水時の水利計画
ケ	その他の消防計画 ① 林野火災の計画 ② 車両火災の計画 ③ 船舶火災の計画 ④ 航空機火災の計画
コ	消防訓練計画 ① 機械器具操法訓練 ② 機関運用及び放水演習 ③ 自動車操縦訓練 ④ 非常訓練 ⑤ 飛火警戒訓練 ⑥ 通信連絡訓練 ⑦ 破壊消防訓練 ⑧ 林野火災防ぎょ訓練 ⑨ 車両火災防ぎょ訓練 ⑩ 船舶火災防ぎょ訓練 ⑪ 航空機火災防ぎょ訓練 ⑫ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練 ⑬ 災害応急対策訓練 ⑭ 自衛消防隊の指導
サ	火災予防計画 ① 防火思想普及計画 ② 予防査察計画

2 救急救助【消防総務課】

(1) 救急救助体制の整備

消防本部及び消防署は、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得等隊員の教育訓練を実施するとともに、救急救助用資機材の整備、備蓄を推

進し、災害時の多数の救急救助要請に対応できるよう救急救助体制の充実を図る。

(2) 救急医療情報通信体制の整備

消防総務課は、救急指定病院等との相互の情報通信機能を確保し、医療情報を常時把握するよう努めるとともに、千葉県広域災害・救急医療情報システム等の医療機関との協力体制を確立する。

(3) 町民等の自主救護能力の向上

消防総務課は、町民等の自主救護能力の向上を目指し、救命講習を実施し応急手当の知識・技術の普及活動の推進を図る。

3 応急医療体制の整備【健康介護課】

(1) 医療救護体制の整備

迅速な応急医療体制を整備するために、県、日本赤十字社千葉県支部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会と協議し、栄町三師会等との連絡、救護班の編成等の体制の確立に努める。

■医療救護体制の整備に関する事項

- 救護所・避難所の整備
- 医療救護活動に関するコーディネーター等の選任
- 医薬品等の備蓄
- 研修会・訓練の実施

(2) 後方医療体制の整備

町内及び周辺地域の収容医療機関とのネットワーク化に努め、災害等による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるようにする。

そのために、災害時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

また、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに、近隣市町と連携した医療救護活動を実施する。

(3) 医薬品・医療用資器材の確保

印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会等と連携して、初動医療活動に必要な医薬品・医療用資器材の備蓄配備に努めるとともに、災害時の調達手段も検討する。

(4) 要配慮者の健康状況等の把握

災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行うとともに、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

なお、発災後、町は予防活動や保健活動等を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を印旛保健所（印旛健康福祉センター）に報告する。

(5) 避難所等巡回による被災者の健康管理

避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、医師会、保健師、栄養士、歯科衛生士、その他介護・福祉の関係機関等と連携し、要配慮者に対する支援及び調整を行う。

(6) 二次健康被害の予防

災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

なお、発災後、町は予防活動等を実施する保健師・栄養士・歯科衛生士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を印旛保健所（印旛健康福祉センター）に報告する。

4 給水体制・給水拠点の整備【長門川水道企業団】

(1) 給水体制の整備

長門川水道企業団は、災害時の協力要請、応急活動の実施要員の派遣等について民間事業者等と事前に協議し、災害時の協力体制を整備する。

長門川水道企業団は、自治会、自主防災組織等に対し、貯水及び給水に関する啓発を行う。

また、応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

(2) 給水体制の多重化

給水車等による給水を行う給水拠点を設定するとともに、長門川水道企業団は、これら方式による給水の実施体制を整備する。

また、防災井戸等を活用し、給水体制の多重化を図るとともに、町民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(3) 給水拠点・給水資器材の調達体制の整備

長門川水道企業団は、暫定防災井戸等を災害時の給水拠点として確保する。

長門川水道企業団は、消火栓の場所等を把握するとともに、仮設給水栓を設置する体制を整備する。なお、長時間又は多量の水を要する場合も想定され、仮配管及び仮設給水栓を設置する体制を整備する。

長門川水道企業団は、給水車等から町民へ給水する時点において、ポリタンク、給水袋等が必要であるため、応援団体等の協力を得られるよう調達体制を整備する。

(4) 広報体制の整備

震災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域、復旧の見込みと停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、町ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供できる広報体制を整備する。

5 緊急輸送体制の整備【くらし安全課】

(1) 臨時ヘリポートの指定

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難町民等の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

なお、町におけるヘリコプター離発着場所は、「資料編 76 頁」による。

6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備【税務課】

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

災害時に、早急な被災建築物応急危険度判定を実施するため、町内在住の応急危険度判定の有資格者を確保できるよう、関係団体等との協定締結に努める。

また、判定に関する実施計画の作成、判定業務に習熟した人材の養成、判定のための資機材の確保に努めるとともに、県主催の応急危険度判定士に関する講習会の周知及び参加の呼びかけに努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

災害時に、被災宅地危険度判定を円滑に行うため、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する県との相互連絡体制を整備する。

また、判定に関する実施計画の作成、判定業務に習熟した人材の養成、判定のための資器材の確保に努めるとともに、県の被災宅地危険度判定士に関する講習会の周知及び参加の呼びかけに努める。

7 廃棄物処理体制の整備【経済環境課、下水道課】

大規模災害時には、大量のゴミやがれきが発生するとともに、廃棄物処理施設の被害も予想される。こうした事態へ迅速かつ適正に対応できるよう、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月、環境省）、「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」（平成 25 年 3 月、千葉県）及び「千葉県災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月、千葉県）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する。

また、上下水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態も想定され、仮設トイレを確保する等、し尿処理体制を整備する。

(1) 廃棄物処理体制の整備

ア 災害廃棄物処理計画の策定

経済環境課は、各種指針、ガイドラインとの整合を図りつつ、こうした事態へ迅速かつ適正に対応できるよう、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）、「千葉県災害廃棄物」（平成30年3月、千葉県）等に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する。

イ 関係機関との協力体制の整備

経済環境課は、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に実施するために、関係機関との協力体制を整備する。

ウ 仮置場の選定

経済環境課は、各種指針、ガイドライン及び栄町地域防災計画と整合を図りつつ、町の被害が甚大になることを想定し、必要面積を推計し、設置場所について選定を行う。

(2) し尿処理体制の整備

下水道課は、下水道施設、し尿処理施設等が被災した場合の応急措置及び指定避難所のし尿処理を実施する体制を整備する。

ア マンホールトイレの設置検討・運用管理

下水道課は、災害発災後の比較的早い段階から使用できるとともに、悪臭が少ないとされているマンホールトイレの設置を検討する。

下水道課は、マンホールトイレを円滑に運用管理するため、民間事業者との連携、マンホールトイレの設置等、運用管理体制を整備する。

イ 災害用仮設トイレの整備・運用管理

くらし安全課は、下水道施設やし尿処理施設等が被害を受けることを想定し、避難所に配備するための災害用仮設トイレを整備する。また、災害用仮設トイレを確保するため、民間事業者との協定の締結を推進する。

経済環境課は、災害用仮設トイレを円滑に運用管理するため、民間事業者との連携、災害仮設トイレの設置等、運用管理体制を整備する。

ウ し尿の運搬管理体制の整備

下水道課は、避難生活が長期化した場合、避難所の災害用仮設トイレの収容量に限界が来ることを想定し、し尿の運搬・管理体制を整備する。

エ 下水道施設等の応急措置

下水道課は、下水道施設が被災した場合の応急措置体制を整備する。

8 ボランティア受け入れのための環境整備【くらし安全課（社会福祉協議会）】

(1) 受入体制等の整備

栄町社会福祉協議会は、くらし安全課と連携し、災害時に設置する災害ボランティアセンターを運用するための資器材の整備、人員の配置、受入手順の整備等、ボランティアの受入体制を整備するとともに、県社会福祉協議会との連携や、町内ボランティア組織

等へ協力要請に努める。

(2) 人材の育成

ア ボランティア及びNPO 法人の位置付け

救援物資の運用、清掃、炊出し等の担当を想定される一般ボランティアや NPO 法人と、医師、被災建築物応急危険度判定士、通訳、介護士、社会福祉士等の担当を想定される専門ボランティアや NPO 法人に区分し、県社会福祉協議会等から一般又は専門ボランティア・NPO 法人に関する情報の収集に努める。

イ ボランティアコーディネーターの養成

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、活動希望者と現地のニーズ調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。

県、日本赤十字社千葉県支部等主催の研修会や講習会等への参加を促し、ボランティアコーディネーターの養成を進める。

ウ ボランティア団体等との連携強化

防災訓練等にボランティア団体等の参加を促進し、町民とボランティア団体等の連携体制を強化する。

第6節 災害に強いまちづくり

地震時における市民等の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市を実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちづくりの推進を図る。市街地においては、人口の集中による建物の過密化、用途の混在化等防災上の課題を抱えている。

そのため、道路、公園等の都市防災空間の整備充実、避難場所等の都市防災設備の整備、建築物の不燃化を促進し、都市の防災構造化を推進する。

項目	担当
1 地震火災の防止	都市建設課、消防総務課、生涯学習課
2 防災まちづくり	都市建設課、くらし安全課、都市建設課

1 地震火災の防止【都市建設課、消防総務課、生涯学習課】

関東大地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険は高い。都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵取扱いの増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。これらのことから、地震時には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが大切である。

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため町は、自治組織、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「すばやく火の始末、火が出たらまず消火」等の地震の心得の普及・徹底を図る。

イ 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

町は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行えるよう指導し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 予防立入検査の強化指導

町は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行えるよう指導し、職場における防火管理体制の確立を図る。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

町は、消防法（昭和23年法律第186号）の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法（昭和23年法律第186号）の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。また火災予防条例の規定による少量危険物及び

指定可燃物の管理及び取扱についても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 危険物取扱保全教育の徹底

県及び町は、危険物の貯蔵所又は取扱所において、取扱作業に従事する危険物取扱者に対して取扱作業の保安に関する講習を実施する。

カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

キ 化学薬品等の出火防止

県及び町は、化学薬品を取扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

(2) 初期消火

ア 消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 県及び町は、自治会、自主防災組織に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 常備消防の強化

町は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図っていく。

イ 消防団等の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は町民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。

消防団員の確保のため町の留意すべき事項

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備の改善
- ④ 女性消防団員の増員等

(4) 火災予防についての啓発

毎年 3 月 1 日から 3 月 7 日を春季火災予防運動期間、11 月 9 日から 11 月 15 日までを秋季火災予防期間とし、火災予防思想の普及のため次のような啓発活動を実施する。

- ア 防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会等の開催
- イ 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- ウ 商店街、学校、保育所、商業施設、病院等の消火・避難訓練

(5) 文化財の防火対策

ア 文化財の保護

本町には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護している。文化財を経年の老朽から守るために保存修理を実施し、後世に受け継がれるよう保護対策を講じるが、文化指定財建造物は木造建築が主流であり、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な防災予防に関する努力が必要である。

そのため、町は、地震災害から文化財を保護するため、消防本部と連携し、文化財の所有者又は管理者に対し、次のような対策を講じるよう指導・助言にも努める。

- ① 文化財の耐震対策の実施
- ② 消火設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備等の消防施設・設備の整備
- ③ 電気設備の定期的な点検・交換、可燃物の管理、文化財周辺の整理整頓等防火管理の徹底

イ 文化財の防災体制

火災の発生を未然に防ぐため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては定期的な巡視と監視を行うほか、環境の整備と危険箇所の点検を消防本部・署の指導を受けて適切に行う。

日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、消火訓練計画等の具体的な消防計画を作成し、必要に応じて自衛消防を組織して消火活動の体制を整備しておく。

火災が発生した場合には、その被害を最小限にとどめるため初期消火活動を行い、消防本部・署への通報を速やかに行えるような体制を整えておく。

ウ 文化財の災害予防計画

毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防本部・署と教育委員会等の協力のもとに文化財指定建造物の消火訓練を行う。

火気に対する災害予防対策は、防火設備の充実は言うまでもないが、文化財の周辺環境について整理・整頓を図るとともに、火気の使用については十分な注意を払う必要がある。特に建造物の周辺においては、たき火、喫煙等の行為は禁止することとし、灯明、ローソク、線香等については火が倒れない構造のものを使用し、周辺に燃え移る可燃物がないかの確認をする一方、火気は持ち運ばないように取扱う。

また、容量を超える電気の使用は避け、電気配線を考慮した器具の使用等十分注意が必要である。

本町における文化財の現状は次のとおりである。

指 定 文 化 財

◎栄町所在の指定文化財一覧表

区分	番号	種類	名 称	所在地	所有者等	指定年月日	員数
国	1	有彫	銅造薬師如来坐像	龍角寺 239	龍角寺	S8.1.23	1 軀
	2	記史	龍角寺境内の塔趾	龍角寺 244-2 他	龍角寺	S8.4.13	29.7 ㎡
	3	記史	龍角寺古墳群・岩屋古墳	龍角寺 1601 他	栄町 他	S16.1.27 H21.2.12	264,417. 88 ㎡
県	1	有考	龍角寺出土遺物	龍角寺 239	龍角寺	S40.4.27	一括
	2	有考	板碑	龍角寺 1028 (県立房総の むら)	千葉県	S58.2.22	2 1 基
	3	有考	池花南遺跡環状ユニット 出土遺物	龍角寺 1028 (県立房総の むら)	千葉県	H7.3.14	740 点
	4	有考	木の根遺跡出土土偶	龍角寺 1028 (県立房総の むら)	千葉県	H8.3.22	7 点
	5	有考	三里塚 No.55 遺跡出土 旧石器時代石器	龍角寺 1028 (県立房総の むら)	千葉県	H8.3.22	33 点
町	1	有古	酒直区有文書	酒直 638	酒直区	S52.4.1	1 点
	2	有彫	布鎌八十八番大師	布太 49	雙林寺	S52.4.1	1 軀
	3	有建	日枝神社本殿	麻生 277	日枝神社	H13.4.1	1 棟
	4	有建	駒形神社本殿	安食 1	駒形神社	H13.4.1	1 棟
	5	有建	大鷲神社本殿	安食 3620-1	大鷲神社	H13.4.1	1 棟
	6	有建	雙林寺八十八番大師堂	布太 49-1	雙林寺	H13.4.1	1 棟
	7	有建	布鎌惣社水神社本殿	西 199	水神社	H13.4.1	1 棟
	8	有古	龍角寺之郷天正検地帳 (写本) 附 下総国埴生庄龍角寺郷御水帳(龍角 寺領) 1冊	安食台 1 丁目 2 番	栄町教育委 員会	R1.5.1	10 冊
	9	有古	麻生之郷天正検地帳	安食台 1 丁目 2 番	栄町教育委 員会	R1.5.1	5 冊
	10	有古	奥津之郷文禄・慶長検地 帳	安食台 1 丁目 2 番	栄町教育委 員会	R1.5.1	6 冊
	11	有古	北辺田村・奥津村野論裁 許絵図	安食台 1 丁目 2 番	栄町教育委 員会	R1.5.1	1 鋪

◎栄町所在の登録文化財一覧表

区分	番号	種類	名 称	所在地	所有者	登録年月日	員数
国	1	建	石原家住宅主屋	北辺田 573-1	個人	H20.11.10	1 棟

2 防災まちづくり【都市建設課、くらし安全課】

(1) 国土強靱化地域計画との連動

町は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づき、平常時から大規模自然災害等に対する備えを行う地域づくりを推進して、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を目指した「栄町国土強靱化地域計画」を令和 3 年 3 月に策定した。

「栄町国土強靱化地域計画」では、地域で想定される自然災害全般の発災前（平常時）を主な対象として、既存の取組の脆弱性の評価と、想定するリスクシナリオに基づいて、必要となる施策等を検討、整理しており、本防災計画においても、次に示す脆弱性の分析・評価結果を踏まえ、これらのリスクを想定しながら地域防災の強化に努める。

栄町国土強靱化地域計画における脆弱性の分析・評価の要点は以下のとおりである。

ア 地域の特性を踏まえた施策の推進

本町の国土強靱化を推進するうえでは、発生リスクの高まっている首都直下地震や、近年の異常気象がもたらす豪雨や台風の頻発・大型化等を要因とする風水害・土砂災害への備えが必要である。

本町は、平成 23 年に発生した東日本大震災では、震度 6 弱の揺れを記録して、住家や公共施設等に大きな被害を受け、また、令和元年に立て続けに千葉県を襲った台風や豪雨では、町内の随所で、停電や、家屋・農業被害、土砂崩れ等が発生しており、これらを踏まえて、本町が有する地域特性から想定されるリスクを洗い出して対策を検討していく必要がある。

イ ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ

大規模自然災害等に対応するためには、施設整備や耐震化対策等のハード整備のみでは不十分であり、公助と、これを補完する自助・共助の取組等のソフト対策を効果的に組み合わせながら推進していく必要がある。

ウ 情報の収集と伝達手段の多重化・多様化の推進

災害が発生した直後はもちろん、災害の発生が予測される場合等、迅速かつ的確な防災活動や町民等の避難行動を実現するためには、正確な災害・防災情報を幅広く収集し、わかりやすく提供、共有できるようにしていく必要があるため、情報の収集体制と伝達手段の多重化・多様化の一層の推進を図っていく必要がある。

エ 国や県、地域住民、民間事業者等の多様な主体との連携

本町における国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国や県、地域住民、民間事業者等の多様な主体との情報の共有と連携体制の一層の推進を図っていく必要がある。

(2) 立地適正化計画との連動

町は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき、人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な「コンパクト＋ネットワーク」の都市構造を目指した「栄町立地適正化計画」を策定した。

「立地適正化計画作成の手引き」（令和 2 年 9 月改訂）には、「コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため居住誘導区域等からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域等に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが必要」とされている。

このため、栄町立地適正化計画において、災害リスクを分析し、災害リスクの高い地域を抽出するとともに、リスク分析を踏まえた居住誘導区域等の設定と居住誘導区域等に残存する災害リスクに対する防災・減災対策の取組方針と具体的な取組に関してとりまとめており、本防災計画においても、これらの取組方針等を踏まえ地域防災の強化に努める。

栄町立地適正化計画における取組方針概要は以下のとおりである。

取組方針	
ア 『いのちを』 守るまちづくり	
住民の生命を守ることができるまちの実現を目指し、想定される最大級の災害が発生しても身の安全が確保できる空間に避難できるまちづくりを進めます。 このため、高齢者等の災害時要配慮者の避難行動を考慮した避難所や、一時的な避難空間の確保に向けた避難場所等の見直しを図るとともに、早期の避難行動を促すための警戒避難体制の強化に取り組めます。 また、災害リスクに関わる情報の公表・周知等により防災意識を高めるとともに、水防法（昭和 24 年法律 193 号）に基づく避難確保計画を策定する等、地域住民や事業者等が主体となった的確な避難行動を促す取組を進めます。	
イ 『暮らしを』 守るまちづくり	
住民の財産・暮らしを守ることができるまちの実現を目指し、中長期的に災害の予防対策を講じることで、災害の発生リスクを低減するまちづくりを進めます。このため、関係機関との連携のもとで、水害危険区域の巡視や河川施設及び重要水防区域の点検・維持管理によって災害に備える等、水防体制の充実に取り組むとともに、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に基づく河川整備や、県等と連携した土砂災害危険箇所の対策工等、災害発生の予防措置を講じます。 また、住民の生命・財産を守るため、災害リスクの高い区域での土地利用や建築行為の抑制を検討します。	
ウ 『みんなで』 守るまちづくり	
住民のいのちと暮らしを守ることができるまちの実現を目指し、行政と連携した地域住民による主体的な防災活動を促進します。 このため、防災知識や自助・共助の考え方等の普及に取り組むとともに、中核リーダーをはじめとする人材や自主防災体制の育成、防災訓練等の実施を支援します。 また、情報伝達手段の強化のほか、高齢者等災害時要配慮者の安全な避難を支えるしくみの構築に取り組めます。	

ア 『いのちを』守るまちづくり（減災（低減））に関わる具体的な取組

- ① 洪水（外水氾濫）
 - A) 避難所の見直し
 - B) 避難空間・要配慮者利用施設の耐水化・堅牢化
 - C) 避難場所としての民間施設の利活用
 - D) 警戒避難体制の強化
 - E) 避難確保計画の作成支援
 - F) 公園の活用
 - G) 各種事業・制度の活用による完全性の確保
- ② 土砂災害
 - A) 土砂災害危険箇所の公表
 - B) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

イ 『暮らしを』守るまちづくり（予防（回避））に関わる具体的な取組

- ① 洪水（外水氾濫）
 - A) 宅地化の適正誘導
 - B) 危険区域の巡視
 - C) 水防計画に基づく水害の未然防止
 - D) 河川施設及び重要水防区域の整備・点検・維持管理
- ② 雨水出水（内水）
 - A) 内水ハザードに応じた対策の検討
- ③ 土砂災害
 - A) 砂防工事等の防災対策
 - B) 土砂災害警戒区域等の指定

ウ 『みんなで』守るまちづくり（防災コミュニティ形成）に関わる具体的な取組

- ① 防災知識の普及
- ② 自主防災体制の育成
- ③ 災害時要配慮者の安全確保対策
- ④ 情報伝達の強化
- ⑤ 人材の育成

(3) 災害ハザードエリアにおけるまちづくり

災害ハザードエリアとは被災の恐れが大きい区域で、「災害レッドゾーン」と「災害イエローゾーン」とからなる。

このうち、「災害レッドゾーン」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、開発行為が規制されている、災害危険区域（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号））、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法（平成

12 年法律第 57 号))、地すべり防止区域(地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号))、急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)(以下、「急傾斜地法」という。))を指す。

また、「災害イエローゾーン」は、災害レッドゾーンと異なり、建築や開発行為等の規制はかかっていないものの、区域内の警戒避難体制の確保のため、行政が災害リスク情報の提供等を実施する区域を指し、災害の危険性が高いエリアとして、一般的に、浸水想定区域(水防法(昭和 24 年法律 193 号))、土砂災害警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号))、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域(特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号))等が該当する。

これらのエリアにおいては、次の観点から総合的な対策を講じる。

ア 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- ① 災害レッドゾーンにおいては、新たな開発を原則禁止する。
- ② 災害イエローゾーンにおいては、市街化調整区域における開発誘導を厳格化し、特に浸水ハザードエリアについては、確実な避難が可能な区域のみを開発対象とする。
- ③ 浸水ハザードエリアにおける「確実な避難が可能な区域」の判定については、避難所と対象地区、避難ルート、避難所までの距離及び所用時間、又は想定浸水水位より高い居住空間の確保等、町が別に定める基準に基づき判断する。

イ 災害ハザードエリアからの移転の促進

- ① 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成する。

ウ 居住エリアの安全確保

- ① 居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外する。
- ② 居住誘導区域内の防災対策を盛り込んだ「防災指針」を作成する。

(4) 魅力的なまちづくり

ア 居住エリアの環境向上

- ① 日常生活の利便性向上
 - A) 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗等日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- ② 都市インフラの老朽化対策
 - A) 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項を踏まえた、改修に要する費用について都市計画税の充当等の位置づけを行う。

(5) 都市空間の保全

ア 公園・緑地

震災時において、公園・緑地は、避難場所、避難路及び火災の延焼防止のための有効なオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動や物資集積等の基地として重要な施設である。このため、都市防災の観点から都市公園の整備、緑地の保全を推進し、都市の防災強化に努める。

イ 緑地保全地区の指定

都市緑地保全法（昭和 49 年法律第 72 号）に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

ウ 都市公園の整備

都市公園は、町民等のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(6) 建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

① 防火、準防火地域の指定

県及び町は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が 500%以上の地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」「避難路及び避難地周辺地区」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

なお、本町には、防火地域の指定はないが、準防火地域としてＪＲ安食駅周辺の商業地域が指定されている。今後は、防災上重要な地域を中心に選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

② 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、既に建築基準法（昭和 25 年法律第 101 号）第 22 条によるいわゆる屋根不燃地域の指定が行われており、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法）

対 象			構 造
防火地域	1 階数が3以上又は述べ面積が100㎡を越える建築物	3に掲げる建築物を除く	耐火建築物 耐火建築物又は 準耐火建築物
	2 その他の建築物		
	3 (1) 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が50㎡以内の平屋建の付属建築物 (2) 主要建造物が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械製作工場 (3) 不燃材料で造り又は覆われた高さ2mを越える門及び塀 (4) 高さ2m以下の門及び塀		制限なし
	4 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを越えるもの		主要部分を不燃材料で造り又は覆う
準防火地域	1 地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1500㎡を越える建築物	主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械製造工場等は除く	耐火建築物
	2 延べ面積が500㎡を越え1500㎡以下の建築物		耐火建築物又は 準耐火建築物 耐火建築物、準耐火建築物又は防災上必要な技術基準に適合する建築物
	3 地階を除く階数が3である建築物		
	4 1.2.3以外の木造建築	外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分 高さ2mを越える付属の門又は塀で延焼の恐れのある部分	防火構造 不燃材料で造るか覆う
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限 1 屋根・・・耐火構造又は準耐火構造でないものは不燃材料で造り、又はふく。 2 開口部・・・耐火構造又は準耐火構造以外のものの延焼の恐れのある部分の外壁の開口部は、政令で定める防火戸その他の防火設備を設ける。 3 外壁・・・外壁が耐火構造のものは、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。			

市町村別防火地域、準防火地域指定状況（平成13年3月30日変更、単位ha）

市町村名	都市計画区域	市街化区域	防火地域	準防火地域
栄町	3,246	343	-	2.5

イ 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から町民等の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(7) 建築物等の耐震化

ア 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。

こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、緊急課題である。

そのため、県は町と協議の上、計画的かつ総合的に県下全域の既存建築物の耐震診断・耐震改修（以下「耐震改修等」という。）の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物にかかる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、県及び町は、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震窓口の開設・所有者向けの啓発事業等々の体制や環境の整備を図る施策を推進するとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）の活用及び「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」に沿い、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

また、県及び町は、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータ・ベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

① 用途や規模等の特性によって設定する建築物

A) 被災時にその機能確保が求められる建築物

例、避難施設、救助・救護施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等

B) 高齢者、身体障害者等要配慮者が利用する建築物

例、社会福祉施設、老人保健施設等

C) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）で定める特定建築物

例 文化ホール、商業施設、集会所等

② 県及び町が震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた以下の沿道区域内等に存在する建築物

A) 「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域

B) 千葉県地域防災計画及び本計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域

C) 自然水利に面する道路の沿道区域

③ 倒壊や延焼により大火に至る危険性の高い区域内の建築物（木造建築物を含む）

イ 小・中学校施設の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進める。

(8) 生活空間の危険性の除去

ア ブロック塀等倒壊防止

昭和58年9月に制定した「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」に基づき、昭和62年12月に発生した千葉県東方沖地震被害を踏まえ、建築確認時にコンクリートブロック塀・石塀の「正しい施行方法」「補強方法」のリーフレット等を関係業者に配布する。また、小学校・幼稚園の通学路等に面したものを中心に点検パトロールを実施する。

イ 落下防止対策

「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発に努める。

(9) 道路・橋梁等の整備

ア 道路・橋梁

道路及び橋梁は、日常生活、物資流通等の都市活動を支える基盤であり、震災時における避難、消防及び救護活動の動脈としての役割のみならず、火災の延焼を防止するオープンスペース等多様な機能を有する。したがって、道路、橋梁が震災時においても十分に機能するよう配慮し整備を図っていく。

イ 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時には、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設及び拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

ウ 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため河道の拡幅等河川の改修を進めていく。

(10) ライフライン施設の耐震化

地下には上下水道管やガス管が、又は地上には電気施設等が網の目のように整備されている。震災時、これらの施設が、被害を受けると生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな支障となっていく要因となる。

阪神・淡路大震災では水道、ガス、電気、電話等の各施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

ア 水道施設

水道施設は、長門川水道企業団により耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等、耐震性の強化が図られてきたところである。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、これらの施設については長門川水道企業団により耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

① 耐震化の指標作成

長門川水道企業団及び水道用水供給事業者は、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を作成する。

② 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新を図る。

③ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、基幹施設のゆとりを加味した施設整備を推進する。

④ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも町民等に水を供給できる体制の確立を図る。

⑤ 長門川水道企業団による施設整備計画

- A) 石綿セメント管の更新
- B) 緊急時給水拠点の確保
- C) 緊急遮断弁の設置
- D) 緊急連絡管の整備
- E) 水源（井戸等）の耐震化対策

イ 下水道施設の安全確保整備

ポンプ場及び処理場内の重要施設については、耐震計算を行い、その他の施設については地震被害を想定し、施設の多系統化・複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いた整備を図るとともに、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。

また、施設の維持・管理においては、日常の点検等による危険箇所の早期発見と、これらの改善を行い、施設の機能維持に努める。

ウ 電気施設

① 災害予防計画目標

建物については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計指示書等の基準水平震度とする。

② 防災施設の現況

A) 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度 0.3G～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度 0.2G を下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による耐震設計を行っている。

B) 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に指示物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受ける恐れがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では 154KV 以上のケーブルヘッドについては水平加速度 0.3G、共振正弦 3 波に耐えるよう耐震設計を行っている。

C) 配電設備

水平最大加速度 0.3G の地震に対し、概ね送電可能な施設にしている。

D) 通信設備

水平加速度 0.5G に耐えるよう機器を設置している。

③ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、更に事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡視）並びに自家発電需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

工 ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、道路法（昭和 27 年法律第 165 号）等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

① 製造施設

A) 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

B) 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

② 供給施設

A) 新設設備は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

a ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全

装置、遮断装置、隔離距離を考慮して設置している。

- b ガス導管材料は、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。特に、低圧導管においては、地震による損傷を最小限にくい止めるポリエチレン管（PE 管）を採用している。
- B) 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断弁装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。
 - a 導管網のブロック化
震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。
- C) 放散塔の設置
地震時のガスによる二次災害を防止するため、工場、制圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

③ 通信施設

- A) ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

④ その他の安全設備

- A) 地震計の設置
地震発生時、各地の地震道が把握できるよう工場・整圧所、幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、S I センサーの設置を行っている。
- B) 安全装置付ガスメータの設置
二次災害を防止するため、200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の普及促進に努めている。

オ 電話施設

① 建物設備

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

② 局外設備

- A) 土木設備
 - a 管路の接続には離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
 - b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
 - c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。
- B) 線路設備
 - a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。
 - b 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

③ 局内設備

- A) 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。
- B) 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

④ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

(11) 道路及び交通施設の安全化

道路、鉄道等は、都市内はもとより、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

また、震災時においても、救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努める。

ア 橋梁については、平成29年7月21日付けで国土交通省から通知があり、改定された「橋、高架の道路等の技術基準」に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。

イ 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。

ウ 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう最優先に、橋梁や法面对策等、耐震対策を実施していく。

(12) 危険物施設等の安全化

ア 危険物施設関係

消防法（昭和23年法律第186号）第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

① 設備面の対策

- A) 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び指示方法についても配慮する。
- B) 地震の振動等により損傷を受ける恐れのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- C) 防火塀等の倒壊防止のための配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。
- D) 停電時に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- E) 設備を新設する場合は、消防法（昭和23年法律第186号）による耐震基準に基づき設計する。

② 保安体制面の対策

- A) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が適格的に措置されるよう保安教育訓練を実施する。
- B) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。

C) 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

イ 少量危険物施設関係

栄町火災予防条例（昭和 37 年栄町条例第 3 号）に規定されている少量危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防本部を通して指導し、地震時の災害を防止する。

① 設備面の対策

- A) 無届施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準遵守を強力に指導する。
- B) 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

② 保安体制面の対策

- A) タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を出し入れするとき以外は閉鎖するように指導する。
- B) 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- C) 定期自主検査の完全実施を指導する。

第7節 地盤災害の予防

地震に伴う地盤災害による人的、物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が行った「千葉県地震被害想定調査結果」を参考に、がけ崩れ・地層の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導・地下水の取水規制等の措置を講じる。

項目	担当
1 土砂災害の防止	都市建設課、くらし安全課
2 液状化対策	都市建設課
3 地盤沈下防止	都市建設課、経済環境課
4 地籍調査の推進	都市建設課

1 土砂災害の防止【都市建設課、くらし安全課】

町及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制を整備し急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

(1) 危険箇所の調査把握

ア 土砂災害危険箇所の調査把握

県等は、土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被る恐れのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害が発生する恐れのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所の把握に努める。

なお、町における土砂災害危険箇所は、興津、矢口、北辺田、麻生、安食に分布する台地周辺の傾斜地や、安食台の人工改変による平坦化地周辺に見られる。これらの急傾斜地崩壊危険箇所の多くの危険箇所では過去に崩落等が発生している。急傾斜地崩壊危険箇所では、豪雨時や地震発生時等に土砂崩れ災害が予想されるため、砂防工事等の防災対策を講じるとともに、普段から危険箇所周辺の町民等への周知を図る。

また、梅雨、台風時期等には、町職員及び消防団等が特別パトロールを実施し、その状況を自治会、自主防災組織等に連絡するとともに、必要に応じて町民等に周知させ、災害発生に備える。

イ 土砂災害危険箇所の公表

町は、土砂災害を被る恐れのある場所について、防災マップ、広報紙、パンフレット等の配布により、町民等に対し周知徹底を図る。

(2) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地危険区域の指定

県は、町の意見を聞き急傾斜地法（昭和 44 年法律第 57 号）（以下「急傾斜地法」という。）第 3 条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定することとされている。

現在、町では急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域として、興津地区及び安食

地区の2箇所では急傾斜地が指定を受けており、計画的に急傾斜地崩壊対策工事に取り組んでいる。また、指定区域に含まれない危険箇所についても併せて、区域指定の促進を図る。

イ 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずる恐れがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずる恐れのあるもの。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定と対策

ア 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

① 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等指定し公表する。

② 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

町は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項を行う。

- A) 平常時から土砂災害警戒区域等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、町民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。
- B) 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難を周辺町民に周知を図る。
- C) 災害時に関する警報等の情報や避難情報の伝達を行う。
- D) 本計画に警戒避難体制に係る情報を記載する。
- E) 警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の避難体制の整備として、該当施設管理者等が実施する避難確保計画の作成及び避難訓練について支援する。
- F) 土砂災害に関する情報伝達、土砂災害の恐れがある場合の避難地に必要な情報等、町民への関係情報の周知の徹底を図る。

イ 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

- ① 町は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。
- ② 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうかの確認を促す。
- ③ 住宅地分譲や、要配慮者関連施設の開発行為は、当該開発基準に従って指導する。
- ④ 著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又は、その斡旋に努める。
- ⑤ 土砂災害の恐れのある区域では、新たな土地利用や建築行為を抑制する等、土地利用、建築行為の抑制を図る。

ウ 警戒避難体制の整備

町は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

- ① 町は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- ② また、土砂災害が発生する恐れがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。
- ③ 更に、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。
- ④ 町は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表等土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生する恐れがある地域を特定した上で、的確に緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する。特に高齢者等避難は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、町は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。
- ⑤ また、町は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、町に対して避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平常時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。
- ⑥ 町は、本計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害の恐れがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、町は本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。
- ⑦ 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
- ⑧ 町は、土砂災害に対する町民等の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
- ⑨ また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの区域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

- ⑩ 町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを町民等にも周知する。
- ⑪ 町は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害が発生する恐れがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。
- ⑫ 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所確保、整備を図る。また安食小学校及び栄中学校への避難経路の閉塞による避難困難や安全面でのリスク、栄中学校西側で緊急輸送道路である国道 356 号の一部区間で道路閉塞が懸念されることから、避難路や緊急輸送道路の安全確保に努める。

工 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発

町は、町民等に対し町のホームページ、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害時における応急対策の迅速・円滑化を図るため、各種防災訓練の実施に努める。

(5) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令の基準に基づき、防災等の措置を講ずるが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

(6) 大規模盛土造成地

現時点では大規模盛土造成地の要件を満たす区域を抽出する第一次スクリーニングの段階にある。第二次スクリーニングの実施により滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地の有無を把握するとともに、危険性が認められる場合には必要な対策を検討していく。

栄町における急傾斜地崩壊危険区域

番号	地区名	所在地	指定面積 (㎡)	指定年月	指定番号	告示番号
1	興津	興津	23,720	平成 16 年 11 月	472	千第 946 号
2	安食	安食・安食台 3 丁目	12,933	平成 25 年 12 月	525	千第 754 号

栄町における土砂災害警戒区域

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
1	興津	興津	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月	千第 151 号	千第 156 号
2	安食	安食大台	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月	千第 151 号	千第 156 号
3	安食	安食辺引	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月	千第 151 号	千第 156 号
4	安食	安食田中	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月	千第 151 号	千第 156 号
5	北辺田	北辺田	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月	千第 151 号	千第 156 号
6	矢口辺田	矢口	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月	千第 151 号	千第 156 号
7	麻生馬場	麻生	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月	千第 151 号	千第 156 号
8	安食台・安食	安食台	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
9	興津	興津 1	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
10	興津	興津 2	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
11	須賀	須賀 2	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
12	須賀	須賀 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
13	須賀	須賀 4	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
14	安食	安食 4	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
15	安食・安食台	安食 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
16	安食	安食 6	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
17	安食	安食 7	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
18	安食	安食 8	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
19	安食	安食 9	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
20	酒直	酒直 1	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
21	酒直	酒直 2	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
22	酒直	酒直 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
23	酒直	酒直 4	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
24	酒直	酒直 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月	千第 237 号	千第 241 号
25	酒直・酒直台 2 丁目	酒直 6	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 1 月	千第 436 号	千第 437 号
26	酒直・酒直台 1 丁目	酒直 7	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 1 月	千第 436 号	千第 437 号
27	酒直台 2 丁目	酒直台	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 1 月	千第 436 号	千第 437 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
28	矢口・北辺田	矢口1	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号
29	竜角寺台 1丁目	竜角寺台	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	特別警戒区域 なし
30	安食	安食10	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号
31	興津	興津3	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号
32	須賀	須賀5	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号
33	須賀	須賀6	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号
34	須賀	須賀7	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号
35	北辺田	北辺田1	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号
36	麻生	麻生1	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号
37	麻生	麻生2	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号
38	麻生	麻生3	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号
39	龍角寺	龍角寺	急傾斜地の崩壊	令和5年11月	千第436号	千第437号

2 液状化対策【都市建設課】

2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じ、1987年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認された。上記を踏まえ、液状化対策を推進する。

(1) 地層の液状化防止工法

千葉県東方沖地震（1987年）、阪神・淡路大震災（1995年）における液状化と地質との関係に関する現地調査結果等に基づく液状化防止広報を示す。

ア 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）についての液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法とがある。

イ 建築物

建築物の液状化対策工法としては、建築物に施す対策工法と地盤改良工法とに大別される。

ウ 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。

(2) 液状化の対策

ア 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や、固い指示地盤まで支持杭を打込む等の方法を講じて橋梁の破壊を防ぐ。

イ 河川

通常、河川では大地震と洪水が同じに発生する確率はかなり低いが、地盤の低い地域では通常の水位で浸水する恐れがあるため、堤防や護岸等の液状化対策を実施する必要がある。

ウ 上下水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

エ 建築物

建築物の基礎、杭等について建築基準法（昭和25年法律第201号）等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布、講演会の実施等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

(3) 液状化対策の広報・周知

県は、液状化に関する調査、液状化発生原因や発生メカニズム等に関する広報及び周知するとともに、町は、町内の液状化の危険性の周知に努める。

(4) 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断等により、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化する等の二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組や社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組を促進する。

3 地盤沈下防止【都市建設課、経済環境課】

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要であり、そのため次の対策を講じる。

(1) 井戸の設置、運用

町は、大規模震災で想定される上水道の長期断水に伴う町民等の避難生活並びに医療機関への影響を配慮し、避難場所や医療機関において必要最小限の用水確保が出来るよう、県と協議しながら、地盤沈下を生じさせない範囲での井戸の設置、運用に関し行う。

(2) 地下水の採取規制

町は、千葉県環境保全条例に基づき適切な対策を行う。また、法令に基づく地下水汲上げ規制の内容は、次表のとおりである。

法令名	市町村名	許可基準		規 制 対 象
		ストレーナーの位置	吐出口断面積	
千葉県環境保全条例	栄町	250M以深	21cm ² 以下	工業用水法（昭和31年法律第146号）、ビル用水法（昭和37年法律第100号）に規定される用水 水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha以上）での散水。 ただし、ビル用水法（昭和37年法律第100号）の指定地域にあっては、ビル用水をまた工業用水法（昭和31年法律第146号）の指定地域にあっては、工業用水をそれぞれ除く。

4 地籍調査の推進【都市建設課】

災害による土地形状の変化が起こった際、円滑な復旧に資するため、国土調査事業十箇年計画に基づき、県の支援を受けて地籍調査を実施する。

第8節 水害の予防

水害の予防と被害の軽減を図るため、町及び河川管理者は、町域の河川や水路等の危険箇所を把握し、整備を促進する。また、町は、雨水流出抑制の総合的な対策を進めるとともに、適切な維持管理を行い、浸水被害の未然防止を図る。

項目	担当
1 河川改修等の治水事業	関係各課
2 雨水出水対策	関係各課
3 洪水ハザードマップ等の作成及び公表	くらし安全課
4 水防対策	くらし安全課、消防総務課
5 警戒避難体制の整備	くらし安全課、都市建設課
6 道路の災害防止	都市建設課
7 農作物の水害予防対策	経済環境課
8 電力施設洪水対策	くらし安全課
9 通信施設水害防止対策	くらし安全課

1 河川改修等の治水事業【関係各課】

(1) 河川の整備

町は、河川管理者との連携を図り、河川施設及び重要水防区域の点検、調査等の予防対策を講ずる。くらし安全課は、河川管理者と情報を共有し、対策を促進する。

(2) 流出抑制対策の推進

町は、流域における雨水貯留対策の強化を進める。

- ア 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する。
- イ 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用する。
- ウ 認定制度、補助、税制特例により、民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援する。

(3) 農地等の冠水防止

各土地改良区等の施設管理者は、大雨等による水害が予想されるときは、農地の冠水や低い宅地への浸水防止に努める。そのために、施設の操作ルールを策定し、河川等から市街地への逆流等を確実に防止する。

2 雨水出水対策【関係各課】

市街化区域においては時間雨量 60.5mm の降雨に対応した公共下水道施設やポンプ場等の排水施設の維持管理や農地や緑地の保全等を行っているが、想定を超える雨量による発生可能性等についても、箇所・範囲を調査・分析し、災害リスクを明らかにするとともに、課題が抽出された場合は、必要な対策を講じる。

3 洪水ハザードマップ等の作成及び公表【くらし安全課】

(1) 洪水浸水想定区域の調査及び洪水浸水想定区域等の作成

県及び町は、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努める。

また、町は、水害リスク情報を町民に分かりやすく伝え、町民の適切な避難行動を促すため、県作成の県管理河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図及びその他河川の氾濫推定図を公表し、被害の軽減に努める。

(2) 洪水ハザードマップ等の作成及び公表

町は、水害時の人的被害の防止、啓発活動等を目的として、洪水ハザードマップを作成、公表し、地域住民への周知を図る。なお、県は、洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図等を町に情報提供するとともに、インターネット等を通じて浸水想定区域図等の公表に努める。

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

本計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成が義務付けられる。その際、町は、必要に応じ、技術的助言を県に要請する。

(4) 浸水リスクの周知

水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し洪水浸水想定区域や避難所等の周知に必要な措置を講ずる。

なお、町は、各種ハザードマップを作成するに当たり、必要に応じ、浸水実績図や洪水浸水想定等の提供の支援を、関係機関に要請する。

4 水防対策【くらし安全課、消防総務課】

(1) 危険区域の巡視

印旛利根川水防事務組合の水防計画書により、水害危険区域の巡視を特に重点的に実施するとともに、適宜予防措置を講じ、災害を未然に防止するように努める。

(2) 水防資機材の点検

毎年出水期前に水防資機材の点検整備を実施する。

5 警戒避難体制の整備【くらし安全課、都市建設課】

安全な避難を可能とするため、災害の状況把握や避難情報の伝達等、警戒避難体制の強化等により、早期避難の支援に努める。

(1) 浸水被害に関する情報の収集

町は、浸水被害の発生が予測されるときは、パトロールを随時実施し、関係機関と連携し早い段階から気象情報等を収集する等、浸水被害発生の兆候を的確に把握する。ま

た、過去に浸水被害の発生した地域を平常時から巡視することにより、状況把握に努める。

(2) 避難指示等の発令体制の整備

くらし安全課は、浸水想定区域に指定された地域への洪水予報等の情報伝達については、円滑かつ迅速な避難確保を図るために、水防法（昭和24年法律193号）第15条の規定に基づき必要な事項を定め、避難指示等の発令体制を整備する。また、内水氾濫の恐れがある場合についても、避難指示等の発令対象とすることを検討する。

(3) 伝達手段

防災情報の伝達については、防災行政無線、さかえ情報メール、広報車等を用いて、避難指示等の防災情報の伝達に努める。

(4) 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令については、災害発生が想定される時点での確に発令できるよう、河川水位や雨量等による定量的でわかりやすい判断基準を設定する。

(5) 避難指示等の対象区域の指定

避難指示等の伝達については、河川の洪水浸水想定区域及び内水氾濫の実績に基づき、あらかじめ伝達対象とする区域を具体的に設定する。

(6) 要配慮者への適切な情報伝達

要配慮者利用施設については、浸水想定区域内に存在する施設の現況を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

6 道路の災害防止【都市建設課】

(1) 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等の恐れのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

(2) パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」に基づく「栄町道路・河川パトロール実施要領」より、パトロールの実施の徹底を図る。

(3) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法（昭和27年法律第165号）第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、国土交通省の定める「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

7 農作物の水害予防対策【経済環境課】

水害とは、大雨による河川の氾濫や洪水等であるが、山崩れや冠水による農作物被害等、間接的な被害もある。

また、農業用地の洪水は住宅地にも波及するので、予防も含めた初期の対応が必要である。

(1) 水害直前の対策

各土地改良区等の施設管理者は、大雨等による水害が予想されるときは、農地の冠水や低い宅地への浸水防止に努める。

そのためには、幹線的な排水施設について事前に運転しておくことや、溝を補修して水はけを良くしておく等、排水のための準備をしておく。

(2) 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に補強用の肥料をやる、といったことが必要である。

8 電力施設洪水対策【くらし安全課】

洪水の対策は次のとおりであるが、これは洪水により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については、特に配慮されていない。

(1) 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

(2) 防災施設の現況

ア 送電設備

最高水位A.P+5.0mを目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

イ 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 配電設備

A.P+4.0m以上の水位に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

(3) 防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記(2)に準じ実施するよう努める。

9 通信施設水害防止対策【くらし安全課】

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

(3) 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

第9節 風害の予防

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

項目	担当
1 台風・竜巻等に関する知識の普及	くらし安全課
2 農作物等の風害防止対策	経済環境課
3 電力施設の風害防止対策	くらし安全課
4 通信施設の風害防止対策	くらし安全課
5 構造物（家屋含まず）その他風害等予防措置	関係各課
6 街路樹等の風害予防対策	都市建設課

1 台風・竜巻等に関する知識の普及【くらし安全課】

台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、町民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻等の激しい突風が発生が予想される場合には、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。

気象情報	内容
	なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識の普及・啓発

台風等による気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し	① 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる ② 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする ③ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す ④ 大粒の雨やひょうが降りだす
イ 発生時に屋内にいる場合	① 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く ② 雨戸・シャッターを閉める ③ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する ④ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る
ウ 発生時に屋外にいる場合	① 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない ② 橋や陸橋の下に行かない ③ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る ④ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策【経済環境課】

風害、降ひょう、害虫、鳥等による農作物の被害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置し、農業協同組合等を通じて適切な指導を行い被害の軽減を図る。

3 電力施設の風害防止対策【くらし安全課】

(1) 強風対策

ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。

なお、変電設備の屋外鉄構については風速 40 m/s としている。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

① 送電設備

支持物及び電線の強度は、風速 40 m/s（地上 15m）を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生の恐れのある樹木の伐採に努めるが、特に、伐採不十分の箇所は警戒を厳重にし、状況により緊急伐採等の必要対策を講ずる。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

② 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速 40m/s の風圧に耐え得るものになっている。

③ 配電設備

電柱及び電線の強度は、風速 40 m/s の風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

④ 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

4 通信施設の風害防止対策【くらし安全課】

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

(3) 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

5 構造物（家屋含まず）その他風害等予防措置【関係各課】

既設の看板、広告物その他構築物等は、事前調査により把握した結果に基づき、あらかじめ予告又は警告を行い、災害時に自主的に措置を行えるように指導する。

6 街路樹等の風害予防対策【都市建設課】

街路樹等の管理者は風害を受けやすい街路樹等の剪定を行い、被害を未然に防止することに努める。

第10節 雪害の予防

平成26年2月8日～9日までと、同月14日～15日までにかけて、県内では大量の大雪に見舞われ、9日には千葉市で33cmと観測史上最大の積雪を記録した。また、周辺市町においては交通障害が発生し、農業施設では甚大な被害が発生する等、これまでにない規模の雪害が発生した。

こうした被害を防止するため、町は、道路の除雪体制を整備するとともに、農業被害防止のための対策を講じる。インフラ事業者においては、施設の雪害防止対策を推進する。

項目	担当
1 道路等の雪害防止対策	都市建設課
2 農作物等の雪害防止対策	経済環境課
3 電力施設の雪害防止対策	くらし安全課
4 通信施設の雪害防止対策	くらし安全課

1 道路等の雪害防止対策【都市建設課】

(1) 主要幹線道路の指定確保

当町は、年間降雪量が少なく、積雪による通行の途絶は、まれなため予防施設はないが、異常降雪時は、その状況により都市建設課が中心となり関係課、栄町建設業災害対策協力会及び消防団の応援を得て除雪を実施し、交通の確保に努める。

(2) 除雪路線の緊急順位

県の除雪計画に基づき除雪路線の緊急順位により行うが、町は、重要な町道及び防災上必要な道路の除雪を優先的に行う。

なお、除雪を要する道路及び公共施設は次のとおりである。

- ・道路
 - ア 安食駅北線（都計道3・5・17号）
 - イ けやき通り（都計道3・4・15号）
 - ウ さわやか通り（都計道3・4・14号）
 - エ 役場前通り（都計道3・4・13号）
 - オ ふれあいプラザ前通り
 - カ 押付～西線
 - キ 請方～南線
 - ク 布鎌小学校通り
 - ケ 請方ほ場整備地区内幹線道路
 - コ 北～西線
 - サ 栄中学校周辺道路
 - シ 木塚～矢口線
 - ス 北辺田～矢口
 - セ 酒直～矢口（農免道路）
 - ソ 龍角寺前通り
 - タ 興津～北辺田
 - チ その他、通学路、循環バスルート

- ・公共施設 ア JR安食駅及びロータリー
- イ ふれあいプラザさかえ
- ウ 栄町役場
- エ その他、病院等の福祉施設

2 農作物等の雪害防止対策【経済環境課】

農作物の雪害被害として、積雪の重さ、積雪の沈降、積雪の移動、長期積雪及び積雪の崩壊によるものの5つに分けることができる。間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害等が挙げられる。

被害の事前対策として、野菜等で活用されるビニールハウスの補強、果樹の支柱の設置等が挙げられる。事後対策としては、夜間の保温、除雪や融雪の促進等が挙げられ、こういった対策を必要に応じ、町民に周知する

3 電力施設の雪害防止対策【くらし安全課】

電力施設の雪害防止対策として、電力事業者が主体となり電力施設の確保に努める。

4 通信施設の雪害防止対策【くらし安全課】

電話線等の通信施設の確保に当たっては、東日本電信電話株式会社千葉支店、NTTコミュニケーションズ株式会社千葉支店等の通信事業者が主体となり通信施設の確保に努める。

第11節 備蓄・調達計画

災害時の応急・復旧対策活動を円滑に行うため、食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるとともに、防災施設の整備を図る事が重要である。

また、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であること等、各家庭や事業所等において最低減備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方等、備蓄に関するノウハウの普及・啓発に努めることも重要である。

当町においては、これらの備蓄品目の確保と防災施設の整備、各家庭や事業所等の備蓄に対する普及・啓発活動等を、今後も計画的に図っていく。

項目	担当
1 備蓄体制の整備	くらし安全課
2 輸送体制の整備	くらし安全課

1 備蓄体制の整備【くらし安全課】

(1) 防災用資機材・物資等

町は、次の考え方に基づき随時備蓄・整備する。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水各種生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子ども（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に努める。

ウ 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、県と連携し物資調達・輸送調整等に関する体制の強化に努める。

(2) 備蓄場所

災害時において、必要な資機材等を保管するための倉庫を整備し、町民等の生活を確保するために必要な物資を備蓄する。現在は、各小・中学校及び公共施設（指定避難所）に整備している。

備蓄場所一覧

No.	名 称
1	役場（地下倉庫、防災倉庫）
2	消防署
3	ふれあいプラザさかえ（ふれあいセンター・悠遊亭）
4	栄中学校
5	竜角寺台小学校
6	安食台小学校
7	安食小学校
8	（旧）酒直小学校
9	（旧）北辺田小学校
10	布鎌小学校
11	栄特別支援学校

なお、現在の備蓄されている物資の考え方は、次のとおりである。

- ア 震災時避難所想定避難者数 1,400 人を対象とする。
- イ 食料その他の備品は 3 日分とする。

(3) 消防用施設整備

地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、地震防災緊急事業五箇年計画に定める消防用施設（耐震性貯水槽、防火水槽等）を計画的に整備することにより、地震災害の防止又は軽減を図る。

(4) 備蓄品の点検・整備

災害が発生した場合、危険分散を図り、また迅速に備蓄品を使用できるよう、常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のある物は随時入替えを行う等備品の管理に努める。

(5) 家庭内備蓄の啓発

災害時において 3 日以上の水（1 日 1 人当たり 3 リットル）と食料を確保するよう、広報等により町民に啓発を行うとともに、非常用飲料水・食料、衣料等は、避難に際して非常持ち出し品として用意しておく等各人が必要な当面の物資は自分たちで確保しておくよう町民に周知する。

(6) 備蓄情報の共有化

物資調達・輸送調整等支援システムにより、県、市町村、防災関係機関相互間において備蓄情報の共有化を図る。

また、公共備蓄の物資が被災者に迅速に供給できない場合を想定し、各家庭で 3 日以上食料、飲料水等の備蓄を行うほか、各職場においても備蓄の充実に努めるよう防災関連行事やパンフレットの配布等を通じて備蓄の促進を図る。

(7) 帰宅困難者支援に係る備蓄

帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

2 輸送体制の整備【くらし安全課】

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、平常時から体制を整備する。

(1) 県における物流体制

大規模災害時において、町及び県は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、県、町、避難所が相互に協力するよう努める必要がある。

また、壊滅的な被害により町の行政機能が低下し、物資の供給を行う余力がないときは、県の「プッシュ型」支援により、水、食料、生活必需物資等を確保する必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者等と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受け入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送する。

(2) 町における物流体制

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携する等の体制を整備する。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告する。なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

第12節 避難体制の整備

大規模地震による火災が発生し、町内各所で延焼拡大する等、さし迫った危険から町民等の安全を確保するため、あらかじめ避難場所の確保及び誘導計画、体制の確立等一連の避難対策を定めておく。

項目	担当
1 避難所等の指定	くらし安全課
2 避難路の整備	くらし安全課、都市建設課
3 避難誘導体制の整備	くらし安全課
4 施設管理体制の整備	くらし安全課
5 避難誘導対策の周知	くらし安全課
6 新型コロナウイルス等の感染防止対策の強化	健康介護課
7 震災対策用貯水施設等の整備	長門川水道企業団
8 ヘリコプター臨時離発着場等の確保	くらし安全課、消防総務課

1 避難所等の指定【くらし安全課】

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）の指定

避難所等の指定については、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

現在指定している避難場所等は、12箇所であり、指定状況は、災害応急対策編第1章第11節のとおりであるが、今後も以下の考え方にに基づき、避難場所等として適していると認める時は、防災会議の承認を得て指定する。

ア 指定緊急避難場所

① 指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で指定し、町民等への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有し、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼす恐れのない場所とする。

また、必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

なお、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

② 指定緊急避難場所の周知

指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されていること及び、避難の際には発生する恐れがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定緊急避

難場所と指定避難所の役割が違うことについても、日頃から町民等への周知徹底に努める。

③ 誘導標識の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 指定避難所

① 指定避難所の指定

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模や設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定し、町民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

指定避難所一覧

No.	名 称	所在地	収容可能人員		避難地区名		電話番号
			屋内	屋外	震災時	水害時	
1	ふれあいプラザさかえ（ふれあいセンター・悠遊亭）	安食 938 - 1	279	450	安食台 1・5・6 丁目 松ヶ丘、三区	安食台 1・5・6 丁目 松ヶ丘、三区	95 -1112
2	栄中学校	安食 55	483	600	仲町、下町、和田 布鎌酒直、出津	仲町、下町、和田 布鎌酒直、出津 北、中谷、布太 西、三和	95 -0011
3	千葉県立栄特別支援学校	龍角寺 1112 - 2	111	1410	龍角寺 竜角寺台 1、2 丁目	龍角寺 竜角寺台 1、2 丁目 安食 1、2、3 丁目 田中	
4	竜角寺台小学校	竜角寺台 6-26-1	270	300	竜角寺台 3、4、5、6 丁目	竜角寺台 3、4、5、6 丁目 曾根、請方、南、押付 南ヶ丘	95 -5311
5	安食台小学校	安食台 4-34-1	228	360	安食台 2、3、4 丁目	安食台 2、3、4 丁目	95 -0971
6	安食小学校	安食 305	267	210	鷺町、台下、上町 田中、辺引 安食 1、2、3 丁目	鷺町、台下、上町 田中、辺引 安食 1、2、3 丁目	95 -0017
7	（旧）酒直小学校	龍角寺 33	132	270	酒直、酒直台 南部、酒直白山	酒直、酒直台 南部、酒直白山	
8	（旧）北辺田小学校	北辺田 212	174	300	北辺田、興津 須賀、須賀新田	北辺田、興津 須賀、須賀新田	
9	布鎌小学校	請方 157 - 1	246	360	北、中谷、布太、西 三和、曾根、請方 南、押付、南ヶ丘	（水害時避難不可）	95 -0138
10	麻生集会所	麻生 182 - 1	21		麻生	麻生	95 -0438
11	矢口集会場	矢口 6 - 1	18	30	矢口	矢口	
12	興津集会所	興津 1183	21		興津 （土砂災害時のみ）	興津 （土砂災害時のみ）	
計			2,250	4,290			

※収容可能人員の算出の目安

屋内：感染症対策を考慮して4㎡／1人に1.5mの間隔を設けて算出

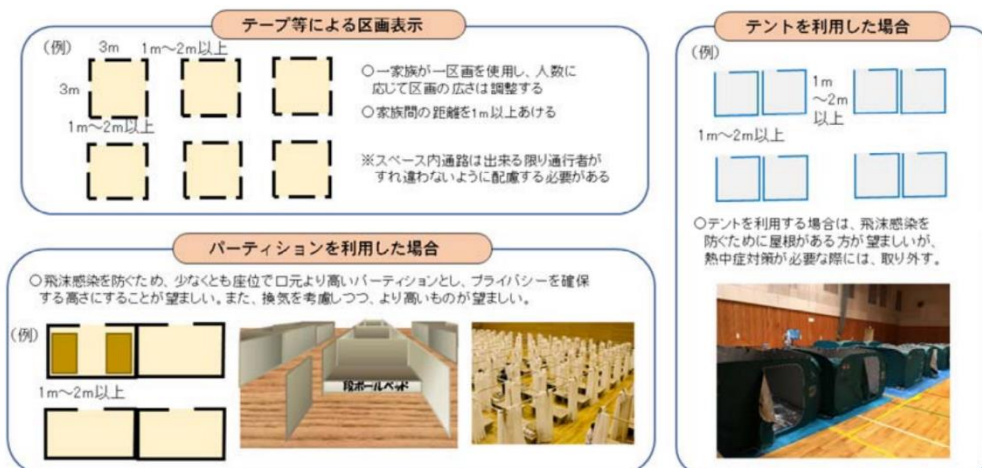
屋外：グラウンド等の駐車可能エリア面積÷25㎡／1台×3人で算出

② 指定避難所の整備

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

- A) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、町民等への周知徹底を図る。
また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。
- B) 避難所に指定した建物については、避難生活の環境を良好に保つため、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源及び燃料、ガス設備、照明、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調設備や洋式トイレなど、通常避難者以外の要配慮者も安心して避難できる環境の整備に努める。
- C) 避難所における救護所機能の施設整備に努める。
- D) 避難所における通信機器、公衆無線LAN等の整備に努める。
- E) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。
- F) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- G) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- H) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や自治会、自主防災組織等関係者との調整に努める。
- I) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- J) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）



感染症リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者、障がい者、妊産婦等については、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内すること等を推奨。

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン
(内閣府 第三版、令和3年6月16日)より

- K) 町は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- L) 町は、事前にペット同行避難のルールを検討し、町民に周知するとともに、避難所におけるペット同行における飼育スペース、ケージの確保、飼い主の管理責任等を検討し、避難所運営マニュアルに位置付ける。また、町は、ペットフードやトイレシート等、ペットの飼育に必要な避難用品の持参を町民に周知する。

ウ 福祉避難所

避難所での生活が困難な要配慮者に対応するため、下記福祉施設を運営する事業所等を福祉避難所として指定しており、今後も追加の確保に努める。

避難所には食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LP ガス等の非常用燃料の確保等に努める。

また、避難所等の整備等については、次の点に留意する。

- A) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備に努める。
- B) また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。
- C) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

福祉避難所一覧

児童発達支援センター安食	栄町安食 3678 番地 6
介護老人保健施設さかえケアセンター	栄町安食 2421 番地
特別養護老人ホーム栄白翠園	栄町酒直 1335 番地
特定施設入居者生活介護 和楽久ぼっくい	栄町安食ト杭新田 904 番地
株式会社 楽天堂 ばれっと	栄町安食 2888 番地

エ 避難場所等の避難地区割当て

避難場所等の選定に伴って、地区内の避難場所等の状況とその有効面積及び避難場所等に通ずる道路の状況並びに周辺地域の人口分布等を考慮し、避難地区の割当てを行い、自治会、自主防災組織等に周知徹底する。

オ 民間施設の利活用

他地区へ避難することが位置付けられた地区や、高齢化が進み災害時要配慮者の早期避難が困難になる恐れのある地区等においては、公共施設への避難が困難となる可能性を踏まえ、民間施設も避難場所として活用できるよう、協定締結等の協力体制の確立に努める。

2 避難路の整備【くらし安全課、都市建設課】

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から町民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

3 避難誘導体制の整備【くらし安全課】

町は、災害時における自治会、自主防災組織、各施設管理者や防災関係機関等との間の連絡系統等の強化に取り組み、安全かつ円滑に避難誘導できる体制を整備する。

- (1) 町民や観光客等への避難情報の連絡体制を検討する。
- (2) 安全な避難誘導のため、警察等防災関係機関との応援協力体制を確立する。
- (3) 避難誘導方法について広報・防災訓練等を通じて町民に周知する。

4 施設管理体制の整備【くらし安全課】

くらし安全課及び避難所の開設・運営を所掌する課等は、災害時に円滑に避難所を開設及び運営するために必要な事項を検討するとともに、避難所運営委員会の設立等、地域が主体的に避難所を運営できる体制の整備に努める。

- (1) 門・建物の鍵等の管理及び運用方法について明確化し、施設管理体制を整備する。
- (2) 避難所開設・運営を担う避難所担当職員をあらかじめ選定し、避難所担当職員は、避難所の開設の方法（鍵等の保管場所、運用方法等）を習熟する。
- (3) 避難者カード等、避難所運営に必要な書類は資料編で整理する。

「資料編 84 頁参照」

5 避難誘導対策の周知【くらし安全課】

大震災が発生した場合に被災者を安全な場所に迅速に避難させるため、平常時から次のような点に留意して周知する。

- (1) 平常時から各種の広報手段を活用し、町民等に対し大震災が発生した場合の避難場所等及び避難時の留意事項等について周知しておく。
- (2) 町内の学校、事業所等の責任者、管理者等と連絡を密にし、避難時の措置について周知に努める。

6 新型コロナウイルス等の感染防止対策の強化【健康介護課】

昨今の状況として、新型コロナウイルスが世界規模で猛威を振るう中、感染拡大から町民を守る取り組みが極めて重要となっている。このため、感染症予防対策や発生時の感染拡大防止対策等を検討し、感染拡大防止の徹底と対策の強化に努める。

7 震災対策用貯水施設等の整備【長門川水道企業団】

水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。なお、水道事業体は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をする。

8 ヘリコプター臨時離発着場等の確保【くらし安全課、消防総務課】

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、本計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難者の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

ヘリコプター離発着場一覧は資料編に示す。

「資料編 76 頁参照」

第13節 要配慮者の安全確保のための体制整備

災害時には高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の防災施策において特に配慮を要する方（以下「要配慮者」という。）に対して、町は、災害から守るため安全確保対策の一層の充実を図る。

項目	担当
1 要配慮者の支援体制の整備	関係各課
2 避難行動要支援者に対する対応	健康介護課
3 要配慮者全般に対する対応	関係各課
4 社会福祉施設等における防災対策	各課
5 外国人への対応	各課

1 要配慮者の支援体制の整備【関係各課】

町は、自主防災組織等の育成、社会福祉施設等への依頼を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する災害時要配慮者利用施設においては、水防法（昭和24年法律193号）第15条の3の規定に基づき、施設管理者に対し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める避難確保計画の作成を推進する。

2 避難行動要支援者に対する対応【健康介護課】

(1) 避難行動要支援者の把握及び名簿等の作成

町は、避難行動要支援者本人又は家族からの同意を得て、栄町避難行動要支援者名簿を作成するとともに、個別避難計画の作成を推進する。

また、避難行動要支援者の対象者は、必要により見直しや拡充の検討を行うものとし、より多くの登録を推進する。

また、避難行動支援者名簿の作成に当たって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 個別避難計画の観点

個別避難計画については、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、以下の観点に基づき作成を推進する。

ア 災害時の避難支援等を実効性のあるためには個別避難計画の策定が有効であり、制度上、町が策定に努めるものとする。

イ 町が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日常の支援者及び自治会、自主防災組織、各施設管理者等と連携して策定する。

ウ 災害の危険度の高いところ等優先度の高い方から個別避難計画を策定する。

エ 並行して、本人（状況により家族や地域）が記入する本人・地域記入の個別避難計画を策定する。

オ 個別避難計画の作成等に当たり、マイナンバーに紐づく情報を活用できる。

(3) 避難行動要支援者の対象者

- ア 75歳以上のひとり暮らしの者
- イ 要介護認定者
- ウ 身体障害者
- エ 知的障害者
- オ 精神障害者
- カ 妊産婦
- キ 難病患者
- ク その他避難支援等が必要であると町長が認める者

(4) 避難支援等の体制

- ア 避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために、避難行動要支援者の近隣等に居住し、普段の見守りや災害時等において避難支援等を行う個人又は団体を避難支援者として、避難支援等が円滑に行われるようにするため、より多くの避難支援等関係者登録を推進する。
- イ 地域における支援団体として、自治会等及び自主防災組織、栄町消防団、成田警察署、印西警察署、社会福祉法人栄町社会福祉協議会、民生委員並びに居宅介護支援事業者は、避難支援を円滑に進める。

(5) 名簿等の提供

災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得た上で、登録された避難行動要支援者及び避難支援等関係者に個別避難計画を提供するものとし、安否確認等をより有効にするため、地域支援団体等に、個別避難計画を提供する。

また、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、本計画で定める避難支援等関係者及び地域支援団体等に平常時から名簿情報を提供し共有する。

なお、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置を講ずるよう努める。

(6) 名簿等の管理

個別避難計画又は名簿を提供するときは、それらに記載された情報が不当な目的に利用されることのないよう十分配慮し、必要な措置を講ずる。

(7) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所

- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 緊急時の家族の連絡先
- キ 避難支援等を必要とする事由
- ク 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(8) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携等により避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(9) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(10) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、避難行動支援者名簿の更新の際には、デジタル技術を活用したものの導入を積極的に検討するものとする。

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

3 要配慮者全般に対する対応【関係各課】

(1) 支援体制の整備

町及び県は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会等の地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

(2) 情報伝達体制の整備

町は、避難行動要支援者について、多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

県及び町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置の推進に努める。

なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 避難施設等の整備

ア 施設の防災対策

避難所や災害時要配慮者利用施設等においては、避難空間としての安全性や機能保持の視点から、建築物の耐水化・堅牢化や設備機器等浸水防止対策や、垂直避難が可能な避難空間の設置等の検討を行う。

イ 施設環境の整備

町は県と協議して、福祉避難所の整備に努め、要配慮者が避難生活を送るために必要となる次の資機材等をあらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

また、町は、東日本大震災、熊本地震等の教訓を踏まえ避難所生活が長期化することが予測されることから、避難者が生活しやすいよう施設機能の改善に努める。

- ① トイレ、車椅子、簡易ベット等の障害者・高齢者用備品
- ② 児童遊具、ミルク等乳児用備品

ウ 要配慮者を考慮した整備

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は県と協力して、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等して、広報の充実を図る。

町及び自治会等は、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高め、避難体制の向上に努める。

(6) 避難情報の伝達

町は、情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかにホームページ等により伝達するとともに、巡回等により避難情報を伝達する。

(7) 避難指示等の情報伝達

町は、高齢者や障害者等の要配慮者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等により避難の指示を行う。

(8) 避難計画

ア 避難誘導

町は、国の取組指針や手引きを活用するとともに実施に際して次の事項に留意する。

- ① 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- ② 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ③ 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。
- ④ 状況により、老幼病弱者又は歩行困難者は適当なところに集合させ、車両等による搬送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して搬送途中の安全を期すること。
- ⑤ 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。
- ⑥ 避難誘導先は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば、自治会等の単位で行うこと。
- ⑦ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

イ 避難後における要配慮者への対応

町は県と協力して、高齢者や障害者等については、避難所入所状況を速やかに確認し、優先的に場所を確保するとともに、健康状態の把握等に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、このため、施設緊急入所が可能な社会福祉施設等の整備を図るとともに、平時より入所可能状況等の把握に努める。

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等を検討する。

ウ 被災した要配慮者の生活の保護

町は県と協力して、災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士・介護福祉士・児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- ① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- ② 被災児童及び親への相談事業の実施

(9) 在宅避難者等への支援

町は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組や社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組を促進する。

また、在宅避難者が緊急的に避難所に避難してきた場合においても対応できるよう、避難所備品等を計画的に整備する。

なお、特別な電源を必要とする医療機器を使用している在宅避難者等に対しては、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(10) 広域避難者への対応

町は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

4 社会福祉施設等における防災対策【関係各課】

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設の管理者は、施設の耐震化等、施設そのものの災害に対する安全性の確保、避難確保計画の作成及び訓練の実施に努める。

又は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を定期的に実施する。

また、施設職員や入所者が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

5 外国人への対応【関係各課】

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

町は県と協議して、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 避難場所等における対応

町は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者の確保、通訳ボランティアの協力について、県の指導・支援を受ける。

また、町は、国、県の手引き等を活用し、避難所等の整備に努める。

第14節 帰宅困難者・滞留者対策

平成23年に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷する恐れや、救急・救助活動の妨げとなる等の可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議等における研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、県民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努める。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができる等、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図る。

項目	担当
1 一斉帰宅の抑制	くらし安全課
2 帰宅困難者の安全確保	くらし安全課
3 帰宅支援対策	くらし安全課

1 一斉帰宅の抑制【くらし安全課】

(1) 震災対策

ア 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

イ 帰宅困難者の発生予想数

「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」では、千葉県北西部直下地震の発生により、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約73万6千人と、県外で帰宅困難者となる県民は約74万1千人と予測される。また、県内の大規模集客施設では、1日当たりの平均来訪（利用）者を滞留者として設定すると、幕張メッセで約1万5千人、東京ディズニーリゾートで約8万6千人が帰宅困難者になると予測している。

ウ 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、県及び町は、広報紙、ホームページ、ポスター等様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

エ 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び町は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、ソーシャルメディア、IP電話等、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校等関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

オ 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用して主体的に提供していく。

更に、市町や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺のデジタルサイネージ等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

カ 企業、学校等関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、県及び町は、企業・学校等関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知等の対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布等の備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校等関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努める。

(2) 風水害対策

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族等の安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先等から居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。台風等の暴風雨が Continuing している場合は、移動行動そのものの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるため、具体的な取組を実施していく。

2 帰宅困難者の安全確保【くらし安全課】

(1) 震災対策

ア 一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設から耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。また、町は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

イ 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、町は、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

ウ 企業、学校等関係機関における訓練実施の要請

町は、企業・学校等関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練等、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

(2) 風水害対策

ア 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動する等、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が続いている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関等の関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用等、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

イ 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び町は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS等の情報発信手段についても検討していく。

ウ 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

3 帰宅支援対策【くらし安全課】

(1) 震災対策

ア 帰宅困難者一時避難所の確保と周知

町は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を営
する事業者との協定締結を進め、帰宅困難者一時避難所を確保する。また、帰宅困難者一
時避難所の認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報紙等を活用した
広報を実施する。

イ 搬送手段の確保

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方等自力での徒歩が困難な特別搬送者について、
関係機関と臨時バスやタクシー等の確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう
努める。

第15節 大規模事故災害対策

本節は、町域において発生が懸念される大規模事故の予防対策について定める。

対象とする事故災害は、大規模火災、危険物等災害、航空機事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害、放射性物質事故災害、林野火災、建造物災害予防、大規模停電災害、感染症予防とする。

項目	担当
1 大規模火災対策	消防総務課、都市建設課、生涯学習課
2 危険物等災害対策	消防総務課
3 航空機事故災害対策	くらし安全課、消防総務課
4 鉄道事故災害対策	企画財政課
5 道路事故災害対策	都市建設課
6 放射性物質事故災害対策	くらし安全課、経済環境課
7 林野火災対策計画	消防総務課、経済環境課
8 建造物災害予防計画	都市建設課
9 大規模停電災害対策	くらし安全課
10 感染症予防対策	健康介護課、くらし安全課

1 大規模火災対策【消防総務課、都市建設課、生涯学習課】

(1) 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な災害に対する対策について定める。

(2) 予防計画

ア 建築物不燃化の促進

① 建築物の防火規制

県及び町は、市街地における延焼防止を次により促進する。

- A) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。
- B) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

② 都市防火不燃化促進事業

大規模火災から町民等の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

イ 防火空間の整備・拡大

- ① 県及び町は、都市緑地保全法（昭和49年法律第72号）に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防火に役立てる。

- ② 都市公園は、市民等のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

町は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討する等、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

- ③ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機関のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

県及び町は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線道路については緊急性の高いものから整備を図っている。

- ④ 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

ウ 市街地の整備

町は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新等が図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるように開発を誘導する。

エ 火災予防査察

町の消防本部・署は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法（昭和23年法律第186号）第四条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

予防査察の主眼点

- | |
|---|
| <p>① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・防火用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令（昭和36年政令第37号）で定める基準のとおり設置・維持管理されているかどうか。</p> <p>② 炉・厨房設備・ストーブ・ポイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。</p> <p>③ コンロ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生の恐れのある器具の取扱い状況が、栄町火災予防条例どおり確保されているかどうか。</p> <p>④ 公衆集合場所での裸火の使用等について、栄町火災予防条例に違反していないかどうか。</p> <p>⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が、栄町火災予防条例に違反していないかどうか。</p> <p>⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。</p> |
|---|

オ 住宅防火対策

町内の火災予防とその被害の低減を図るため、町は、住宅用防火器具の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

- ① 住宅用防災機器等の展示
- ② 啓発用パンフレットの作成
- ③ 講演会の開催

カ 多数の者を収容する建築物の防火対策

① 防火管理者及び消防計画

町の消防本部・署は、多数の者を収容する建築物の管理権限者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- A) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- B) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- C) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- D) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- E) 従業員等に対する防災教育の実施

② 定期点検報告

消防本部及び消防署は、特定防火対象物の管理権限者に対し、火災予防上必要な事項の適否について定期点検を実施し、報告する。

キ 文化財の防火対策

町には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周至な火災予防に関する努力が必要である。

① 消防施設の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水で覆うドレンチャー設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

② 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部・署から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防本部・署と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

ク 消防組織及び施設の整備充実

① 消防組織

町は、消防職員・団員の確保に務める。

県は町の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

② 消防施設等の整備充実

県は、町が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

2 危険物等災害対策【消防総務課】

(1) 危険物（消防法）

ア 基本計画

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

イ 予防計画

① 事業所等

A) 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

B) 消防法（昭和23年法律第186号）別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

a 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

b 危険物保安監督者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

c 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安委員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

C) 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

a 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

b 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組

織活動を行う。

c 町民等安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、町民等に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

② 県、町

A) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合な場合は、直ちに改修、移転させる等、危険物の規制を実施する。

B) 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

a 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵、取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

b 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守する。

c 消防体制の強化

消防機関は、各事業所の火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

d 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

(2) 高圧ガス

ア 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

イ 予防計画

① 事業所等

災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

A) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

B) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

C) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

D) 相互応援体制の確立

一つの事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事

業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の応援体制を確立する。

E) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

F) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

G) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 町、消防機関その他関係機関

A) 防災資機材の整備

a 町及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

b 町及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

B) 保安教育の実施

町及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

C) 防災訓練の実施

町及び消防機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

(3) 火薬類

ア 基本方針

火薬類による災害を予防し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

イ 予防計画

① 事業所等

A) 警戒態勢の整備

火薬類関係施設に災害等が発生する恐れのあるときは、警戒体制を確立する。

B) 防災体制の整備

災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

a 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明ら

かにする。

b 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

c 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

d 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

C) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびにごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

D) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 町及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(4) 毒物劇物

ア 基本方針

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

イ 予防計画

① 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

A) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

B) 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

C) 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定等に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

D) 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定等に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

E) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記 A) から C) により危害防止に努める。

② 県（保健所）

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を遵守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

3 航空機事故災害対策【くらし安全課、消防総務課】

(1) 基本方針

本計画は、成田国際空港株式会社及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平常時から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

・防災関係機関

災害時には航空事業者、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、県、関係市町等（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

「資料編 24～27 頁参照」

※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、富里市、山武郡市広域行政組合、匝瑳市横芝光町消防組合、栄町、成田国際空港株式会社、四街道市、印西地区消防組合

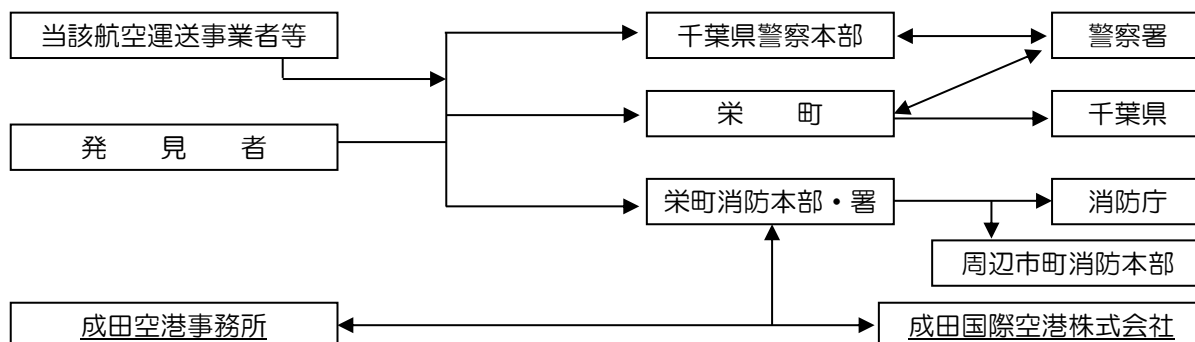
(2) 予防計画

ア 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

なお、航空機災害が発生した場合の通信系統は次のとおりとする。

町内で航空機災害が発生した場合の通信系統



イ 協力・応援体制の整備

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

ウ 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

関係機関は災害時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

エ 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

4 鉄道事故災害対策【企画財政課】

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

(1) 事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものである。

(2) 行政等による予防対策

ア 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、町民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、踏切道の改良等に努める。

5 道路事故災害対策【都市建設課】

(1) 基本計画

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

〈計画の対象となる道路災害〉

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

(2) 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

ア 予防計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずる。

① 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生する恐れのある危険箇所を把握し、改修を行う。また、

道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

各関係機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを常時実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生する恐れのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに町民等に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等の崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	市町村道の計画、建設及び改良に当たり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、日本道路公団、首都高速道路公団、千葉県道路公社等をいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

② 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

(3) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施する。

ア 予防計画

輸送事業者は、危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯し、危険物等の流出による被害を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

6 放射性物質事故災害対策【くらし安全課、経済環境課】

(1) 基本方針

千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下、「原災法」という。）に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し、対策を検討すべき施設が存在するほか、原子力艦の通行、核燃料物質等運搬が想定される。

これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、町は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防並びに発生時の応急対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応等については、別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）による。

また、放射性物質事故対策における町の役割としては次のとおりである。

- ア 町民等に対する原子力防災に関する広報及び職員に対する教育訓練に関すること。
- イ 県の緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。
- ウ 町民等の退避、避難及び立入制限に関すること。
- エ 町民等に対する農林畜産物についての災害情報及び各種措置に関すること。
- オ 町民等に対する各種制限措置の解除に関すること。
- カ 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。

(2) 放射性物質事故の想定

- ア 近隣の放射性物質取扱い事業所施設で取扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性は無いため、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。
- イ 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出する等を想定する。
- ウ 茨城県等に立地している「原災法」に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故等を想定する。

(3) 予防計画

ア 放射性物質使用施設に係る事故予防対策

放射性物質使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏えい等による放射線障害の発生やその恐れが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ、国、県、町、警察及び消防等の関係機関に対する通報連絡体制の整備に努める。

応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

イ 放射性物質取扱施設の把握

町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質施設の所在

地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

ウ 放射性物質事故発生時の体制整備

町は、次の対策の実施を検討する。

① 情報の収集・連絡体制

町は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。

② 被ばく治療可能施設の把握

町は、あらかじめ県、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

③ 防護資機材等の整備

町は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染の為に資機材及び体制の整備に努める。

④ 退避誘導体制の整備

町は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

⑤ 防災教育・防災訓練の実施

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するとともに、県と連携し、放射性物質事故を想定した訓練の実施に努める。

町は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、町民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

7 林野火災対策計画【消防総務課、経済環境課】

(1) 基本方針

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も近年増加傾向にある。また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となる恐れがあるため、森林火災について定める。

なお、森林火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「森林火災特別地域対策事業」を活用する等、森林火災に係る総合的な事業を樹立し、森林火災対策の推進を図る。

(2) 予防計画

ア 広報宣伝

① ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報等による注意

県及び町は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、町防災行政無線、町広報、回覧板、有線放送等を利用し町民の注意を喚起する。

② 観光会社、交通機関等による啓発

町は、鉄道・バス会社、旅館等に協力を要請しポスターの掲示等を依頼して啓発活

動を実施する。

③ 学校教育の指導

県及び町は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護育成等について、小、中学校児童生徒に対して森林火災予防を理解させるための普及指導を行う。

④ 山火事予防運動の実施

県、町及び森林事業者は、山火事予防運動期間中に懸垂幕を設置する等の各種啓発事業を強力に推進する。

イ 法令による規制

① 栄町火災予防条例で定める火の使用制限（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 4 項）

町は、町民等に対し、火災警報発令下における市町村条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

② 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 23 条）

森林率が高く火災発生の危険の高い区域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

③ 火入れの許可制の励行（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条、第 22 条）

町は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を遵守させる。

ウ 予防施設の設置

① 立看板等の設置

町は、キャンプ場等の人の集まるところに立看板を設置する。

エ 体制の整備

① パトロール車による巡視

町は、林野等にパトロール車を配置し、機動的に巡視を実施する。

オ 消火施設の設置

① 水槽の設置（自然水利の活用）

町は、主な林野に防火水槽の配備に努める。

② 自衛隊の支援

町は、大規模火災に対処するため、自衛隊の支援体制を確立する。

③ 簡易消火用具の配備

町は、大規模火災に対処するため、簡易消火用具の配置に努める。

力 林野等の整備

① 林業経営

森林所有者は、造林に当たっては、下刈、枝打、徐伐等の励行を図る。

② 防火線

県、町及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

③ 防火樹林帯の造成

県、町及び森林所有者は、火災発生の危険性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成する。

8 建築物災害予防計画【都市建設課】

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく一般的構造物、設備、準防火地域に係る構造規制及び特殊建築物に係る防火に関する規則並びに消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく防火対象物の位置、構造及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）用設備等により不燃化を踏まえて防火、防災的な建築物の建築を推進する。

(1) 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

印旛土木事務所及び消防本部は、建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合するように、建築確認審査業務をとおして指導を推進し、防火的まちづくりの実現を図る。

更に、違反建築物の取締りを強化し、非防火建築物の防止に努める。

(2) 定期報告制度及び防火査察

消防本部は、病院等について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 1 項の規定による定期調査報告制度を推進するほか、防火点検を実施し、不適合なものの所有者等に改善指導をすることによって建築物の安全性を確保し、災害防止を図る。

9 大規模停電災害対策【くらし安全課】

令和元年9月9日に千葉県に上陸した令和元年房総半島台風（台風 15 号）は、県内 10 箇所において、観測史上 1 位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲にわたる断水が発生した。

町においても、大規模かつ長期にわたる停電により、町民生活や産業活動等に大きな影響が生じた。

そこで本項目では、町内での長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関等がとるべき対策について定める。

(1) 連携の強化

ア 町は、大規模かつ長期停電の未然防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、平常

時より、県、東京電力パワーグリッド株式会社等電力関係機関と連携の強化を図る。

イ 町は、停電時に重要施設等に優先的に移動電源車等を配備できるよう、関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

(2) 事前防止対策

ア 情報伝達体制の整備

町は、停電時でも災害に関する情報や生活情報等を常に町民等に伝達できるよう、情報伝達体制や施設・設備の整備を図る。

イ 水道施設の停電対策

町は、水道施設の停電被害を防止するため、長門川水道企業団と協力し、非常用発電設備や連絡管の計画的な整備を推進する。

ウ 倒木対策

町は、災害時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、県と連携し、平常時から計画的な樹木の伐採に努める。

(3) 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

町及び医療・福祉施設や指定避難所等防災上重要な施設の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等を確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する。

ア 避難所

町は、指定避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

イ 防災拠点

町及び防災関係機関は、災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。

ウ 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

(4) 燃料の確保

町及び公共施設等の施設管理者は、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築しておく。

(5) 電力事業者の措置

東京電力パワーグリッド株式会社等電力事業者は、大規模停電災害の発生に備え、次の措置を講ずる。

ア 電力施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

イ 防災訓練の実施

大規模停電事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練の実施に努める。

ウ 防災知識の普及啓発

電気利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

エ 停電情報及び停電復旧予測情報の提供

東京電力パワーグリッド株式会社等電力事業者は、必要に応じて遺伝情報及び停電復旧情報予測情報を提供する。

10 感染症予防対策【健康介護課、くらし安全課】

(1) 町における感染症対策

ア 平常時より関係各課が連携し、感染症患者が発生した場合を想定し、分散避難のあり方や避難所の感染症対策等について検討する。

イ 感染予防の観点から必要な備蓄物資の種類・内容等について検討する。

(例：マスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋、体温計、間仕切り等)

ウ 避難所の収容人数を考慮し、通常の災害時よりも可能な限り多くの避難所を開設することや、避難が長期に渡ることが見込まれた場合の民間宿泊施設の活用等も含めた対策を検討する。

(2) 感染症予防に関する広報

ア 町は、県や印旛保健所等の関係機関と連携し、ホームページや広報紙等により感染症予防のための情報を広報するほか、町会・自治会等の協力を得て感染予防対策の周知・啓発に努める。

イ 町は、指定避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人宅等への避難の検討を選択肢の一つとして周知する。

ウ 町は、避難所等における感染症予防・感染拡大対策について周知・啓発に努める。

エ 町は、マスクや手指消毒用アルコール、体温計等、感染症予防のための物品を備蓄するよう啓発する。